

始良中央地区合併協議会

第18回会議



国分運動公園でのJリーグチームのキャンプ風景



国分縄文の森駅伝大会: 3月14日(日)開催

平成16年2月12日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第18回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年2月12日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 諸般の報告

5 議 事

(継続協議事項)

- (1) 協議第6号-2 新市の名称について（協定項目3）…………… (第16回資料)

(前回提案された事項)

(第17回資料)

- (2) 協議第40号 農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目25-16-②）…………… 別冊1
(3) 協議第41号 農林水産関係事業【水産業】の取扱いについて（協定項目25-16-③）…………… 別冊2
(4) 協議第42号 農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25-16-④）…………… 別冊3
(5) 協議第43号 商工・観光関係事業の取扱いについて（協定項目25-17）…………… 別冊4

6 次回の協議・議決事項について

(提案説明)

(第18回資料)

- (1) 協議第44号 建設関係事業の取扱いについて（協定項目25-18）…………… 別冊1
(2) 協議第45号 上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25-19-①）…………… 別冊2
(3) 協議第46号 上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25-19-②）…………… 別冊3
(4) 協議第47号 地域審議会の設置について（協定項目8）…………… 別冊4
(5) 議案第2号 平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良

中央地区合併協議会予算について…………… P 3

7 その他

- ・平成16年度協議会・幹事会の日程（案）について
- ・次回の会議日程等について

8 閉 会

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）第18回協議会

期 日	内 容	備 考
1月29日(木)	第17回協議会 13:30 多目的ホール 財産管理分科会 13:30 国分市	総務班 調整班
1月30日(金)	農業委員会分科会 14:00 横川町	調整班
2月1日(日)	隼人町住民投票	
2月2日(月)	農業分科会 13:30 溝辺町	調整班
2月4日(水)	第18回幹事会 13:30 多目的ホール 社会体育分科会 13:30 隼人町	総務班 調整班
2月5日(木)	人事分科会 9:30 国分市	調整班
2月5日(木)~6日(金)	新市まちづくり計画修正作業の分科会個別意見交換ヒヤリング：各市町	計画班
2月6日(金)	農業専門部会 13:30 横川町	調整班
2月8日(日)	牧園町長選挙	
2月9日(月)	教育専門部会 10:00 溝辺町 合併先進事例研修会（山口県周南市） 13:30 国分市	調整班
2月10日(火)	消防防災分科会 9:30 牧園町 新市まちづくりフォーラム意見交換会 13:30 国分市	調整班 計画班
2月12日(木)	第18回協議会 13:30 多目的ホール 第12回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール	総務班 調整班

<今後の予定>

2月13日(金)	企画分科会 13:30 国分市 社会教育分科会 13:30 溝辺町 体育協会長会 14:00 溝辺町	調整班
2月16日(月)	総務分科会 13:30 国分市	調整班
2月17日(火)	総務専門部会 13:30 牧園町	調整班
2月18日(水)	教育専門部会 10:00 溝辺町	調整班
2月19日(木)	第19回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
2月25日(水)	教育長会 9:00 溝辺町	調整班
2月26日(木)	第19回協議会 13:30 多目的ホール	総務班

平成 1 6 年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成 1 6 年度始良中央地区
合併協議会予算について

平成 1 6 年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成 1 6 年度始良中央地区合併
協議会予算を次のように定めたいので、承認を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴 丸 明 人

平成16年度 始良中央地区合併協議会事業計画

事業項目	事業内容	備 考
協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目協議 その他市町村合併に関する協議 	平成16年4月から平成17年2月まで 原則毎月第2・4木曜日開催 7月以降 月1回開催
幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 協議会提案事項の協議又は調整 専門部会の進行管理 	平成16年4月から平成17年2月まで 原則毎月第1・3木曜日開催 7月以降 月1回開催
事務事業一元化 業務（専門部会・ 分科会の開催）	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会 (事務事業一元化調整原案等協議) 分科会 (事務事業一元化調整原案等協議) 	平成16年4月～平成17年2月 (合併時まで)
新市例規策定業務	<ul style="list-style-type: none"> 第2次例規原案作成・検討・審査 	平成16年5月～10月末
	<ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成 	平成16年11月～
電算システム業務	<ul style="list-style-type: none"> 電算システム開発事業 	平成16年4月～
新市まちづくり 計画実施計画（素 案）策定業務	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・ワーキング会議 	<ul style="list-style-type: none"> 随時開催 実施計画（素案）策定
	<ul style="list-style-type: none"> 新市まちづくり計画の広報・広聴 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会 [7月]
広報・広聴事業	<ul style="list-style-type: none"> 協議会だより発行 ホームページ更新 	12回発行 随時更新

平成 1 6 年 度

始良中央地区合併協議会当初予算

始良中央地区合併協議会

平成16年度始良中央地区合併協議会予算

平成16年度始良中央地区合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,801千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成16年2月26日 提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 負 担 金		30,800
	1 負 担 金	30,800
2 諸 収 入		1
	1 諸 収 入	1
歳 入 合 計		30,801

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 会 議 費		8,043
	1 会 議 費	8,043
2 事 務 局 費		8,563
	1 事 務 局 費	8,563
3 事 業 費		13,683
	1 事 業 費	13,683
4 予 備 費		512
	1 予 備 費	512
歳 出 合 計		30,801

平成 1 6 年 度

始良中央地区合併協議会当初予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国支出金	県支出金	そ の 他	計	
1 負 担 金	30,800	46,900	△ 16,100			30,800	30,800	
2 諸 収 入	1	13	△ 12			1	1	
歳 入 合 計	30,801	46,913	△ 16,112			30,801	30,801	

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国支出金	県支出金	そ の 他	計	
1 会 議 費	8,043	12,691	△ 4,648			8,043	8,043	
2 事 務 局 費	8,563	9,670	△ 1,107			8,563	8,563	
3 事 業 費	13,683	24,052	△ 10,369			13,683	13,683	
4 予 備 費	512	500	12			512	512	
歳 出 合 計	30,801	46,913	△ 16,112			30,801	30,801	

2 歳 入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	30,800	46,900	△ 16,100	1負担金	30,800	4,400×7市町=30,800
計	30,800	46,900	△ 16,100		30,800	

(款) 2 諸収入

(項) 1 諸収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	13	△ 12	1預金利子	1	
計	1	13	△ 12		1	

3 歳 出

(款) 1 会議費

(項) 1 会議費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 協議会費	8,043	11,121	△ 3,078	1 報酬	3,754	委員報酬 3,754
				9 旅費	2,282	費用弁償 2,282
				11 需用費	379	食糧費 379
				13 委託料	583	委託料 583
				14 使用料及び 賃借料	1,045	使用料及び賃借料 1,045
0 小委員会費	0	1,570	△ 1,570	1 報酬	0	廃 目
				9 旅費	0	廃 目
				11 需用費	0	廃 目
計	8,043	12,691	△ 4,648			

(款) 2 事務局費

(項) 1 事務局費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事務局費	8,563	9,670	△ 1,107	1 報酬	21	委員報酬 21
				7 賃金	1,322	事務補佐員賃金 1,322
				9 旅費	427	普通旅費 427
				11 需用費	2,095	消耗品費 1,693
						燃料費 172
						印刷製本費 15
						光熱水費 215
12 役務費	453	通信運搬費 453				
14 使用料及び 賃借料	4,088	使用料及び賃借料 4,088				
19 負担金補助 及び交付金	157	その他に対する負担金 157				
計	8,563	9,670	△ 1,107			

(款) 3 事業費

(項) 1 事業費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事務事業調査費	1,050	2,600	△ 1,550	13委託料	1,050	委託料 1,050
2 広報費	12,255	3,770	8,485	11需用費	12,255	印刷製本費 12,255
3 ホームページ費	378	2,506	△ 2,128	13委託料	378	委託料 378
0 新市まちづくり計画費	0	10,500	△ 10,500	13委託料	0	廃目
0 電算統合費	0	2,600	△ 2,600	13委託料	0	廃目
0 新市名称策定費	0	301	△ 301	8 報償費	0	廃目
				11需用費	0	廃目
0 調査研修費	0	1,775	△ 1,775	9 旅費	0	廃目
				14使用料及び賃借料	0	廃目
計	13,683	24,052	△ 10,369			

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	512	500	12			
計	512	500	12			

建設関係事業の取扱いについて（協定項目25-18）

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 道路橋梁新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。
- 3 港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。
- 5 街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。
- 6 公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。
- 7 都市計画法関連調査・マスタープラン等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引継ぎ運用する。
- 8 都市計画の決定・都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。
- 9 土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。
- 10 公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。
- 11 公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

平成16年2月26日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

建設関係事業総括表

始良中央地区合併協議会 調整内容

協議項目		建設関係事業						関係項目		
項目	事業実施市町	事業実施市町						調整の内容	備考 (補助※)	
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町			福山町
1	道路橋梁新設・改良事業	○	○	○	○	○	○	○	道路橋梁新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
2	砂防等関連事業			○	○		○		砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。	※
3	港湾関連事業						○	○	港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
4	道路・河川占用等許可関連事務	○	○	○	○	○	○	○	道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。	
5	街路事業	○	○				○		街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。	※
6	公共団体等土地区画整理事業		○				○		公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。	※
7	都市計画法関連調査・マスタープラン等	○	○	○	○		○	○	都市計画法関連調査・マスタープラン等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引継ぎ運用する。	※
8	都市計画の決定・都市計画審議会	○	○		○		○	○	都市計画の決定・都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。	
9	土地利用協議	○	○		○	○	○	○	土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。	
10	公営住宅建設事業	○	○	○	○	○	○	○	公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。	※
11	公営住宅収納管理	○	○	○	○	○	○	○	公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。	※

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	1 道路橋梁新設・改良事業
調整の内容	1 道路橋梁新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
道路橋梁新設・改良事業	【事業の概要】 道路改築事業 平成10年度～平成17年度 1路線 総事業費 1,946,000千円 補助金 973,000千円 補助率 50% 特定交通安全施設等整備事業 平成10年度～平成14年度 2路線 総事業費 801,000千円 補助金 400,500千円 補助率 50% 緊急地方道路整備臨時交付金事業（交付金B） 平成11年度～平成17年度 5路線 総事業費 2,879,000千円 補助金 1,583,450千円 補助率 55% 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 平成14年度～平成18年度 1路線 総事業費 180,000千円 補助金 120,000千円 補助率 66% 辺地対策事業（起債事業） 平成7年度～平成16年度 2路線 総事業費 293,641千円 地方特定道路整備事業（起債事業） 平成8年度～平成17年度 2路線 総事業費 998,000千円	【事業の概要】 緊急地方道路整備臨時交付金事業（交付金A） 平成14年度 総事業費 30,000千円 補助金 15,000千円 補助率 50% 地方特定道路整備事業（起債事業） 平成8年度～17年度 総事業費 1,199,805千円	【事業の概要】 緊急地方道路整備交付金事業（交付金A） 平成14年度 1路線 総事業費 19,000千円 補助金 9,500千円 補助率 50% 過疎対策事業（起債事業） 平成12～平成16年度 7路線 総事業費 981,066千円	【事業の概要】 特定交通安全施設等整備事業 平成10年度～平成14年度 1路線 総事業費 175,000千円 補助金 87,500千円 補助率 50% 緊急地方道路整備臨時交付金事業（交付金B） 平成元年度～平成16年度 2路線 総事業費 2,025,000千円 補助金 1,113,750千円 補助率 55% 辺地対策事業（起債事業） 平成4年度～平成26年度 3路線 総事業費 660,000千円 地方特定道路整備事業（起債事業） 平成7年度～平成23年度 2路線 総事業費 400,000千円

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
道路橋梁新設・改良事業	<p>【事務手順】 ①自治会等からの要望により、現地調査を実施する。 ②本市建設計画との調整を行い、優先順位を検討する。 ③測量設計の発注 ④素案作成後、地元説明会 ⑤実施設計、用地測量、補償調査 ⑥用地交渉 ⑦工事発注、施工、完成、検査</p> <p>【用地代金】 周辺の固定資産税の評価額と、国道、県道等、近隣の公共事業の買収単価、公示価格、基準地価格、不動産鑑定等を参考に用地単価決定する。 また、同一路線内で単価のばらつきをあまりつけないようにしている。</p>	<p>【事務手順】 ①自治会等からの要望により、現地調査を実施する。 ②本町建設計画との調整を行い、優先順位を検討する。 ③測量設計の発注 ④素案作成後、地元説明会 ⑤実施設計、用地測量、補償調査 ⑥用地交渉 ⑦工事発注、施工、完成、検査</p> <p>【用地代金】 周辺の固定資産税の評価額と、国道、県道等、近隣の公共事業の買収単価、公示価格、基準地価格、不動産鑑定等を参考に用地単価決定する。 また、同一路線内で単価のばらつきをあまりつけないようにしている。</p>	<p>【事務手順】 基本的に地元自治会からの要望により計画するが、 ・道路幅員が4.0m以上を確保できる。 ・用地の承諾が得られ、登記ができる。 を大原則とする。 ①自治会から工事及び測量承諾を関係者からとった申請書の提出（陳情書） ②課内での優先順位を検討 ③測量設計の発注（路線測量・用地測量・設計） ④地元説明会（詳細設計） ⑤用地・登記承諾書の提出 ⑥工事発注・施工・完成・検査 ⑦潰地境界確認後、登記業務</p> <p>【用地代金】 町内の一部（市街地及び周辺）を除き下記を買収単価としている。 宅地・・・4,000円/㎡ 農地 田・・・840円/㎡ 畑・・・650円/㎡ 山林原野・・・220円/㎡ 雑種地・・・現況の状況を考慮し決定</p> <p>市街地及び周辺 県の公共事業の買収単価と不動産鑑定を参考に決定 宅地・・・12,000円/㎡ 農地 田・・・6,400～8,400円/㎡</p> <p>上記を基準とし、宅地にした場合に現状を考えるとどうなるか等、状況を考慮する。</p>	<p>【事務手順】 ①自治会から申請書、陳情書の提出 ②課内での優先順位を検討 ③測量設計の発注（路線測量・用地測量・設計） ④地元説明会（詳細設計） ⑤用地・登記承諾書の提出 ⑥工事発注・施工・完成・検査 ⑦隣接地境界確認後、登記業務</p> <p>【用地代金】 宅地及び雑種地については、国道・県道等、近隣の公共事業の買収単価を参考とし不動産鑑定を基に単価のばらつきをあまりつけないよう路線価格を決定する。その他価格は一律で田1,000円/㎡、畑650円/㎡、山林300円/㎡とする。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	1 道路橋梁新設・改良事業
調整の内容	1 道路橋梁新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
道路橋梁新設・改良事業	【事業の概要】 緊急地方道路整備臨時交付金事業（交付金B） 平成12年度～平成16年度 1路線 総事業費 360,000千円 補助金 198,000千円 補助率 55%	【事業の概要】 緊急地方道路整備臨時交付金事業（交付金B） 平成6年度～平成16年度 1路線 総事業費 826,000千円 補助金 454,300千円 補助率 55%	【事業の概要】 緊急地方道路整備臨時交付金事業（交付金B） 平成11年度～平成16年度 1路線 総事業費 513,000千円 補助金 282,450千円 補助率 55% 平成11年度～平成16年度事業費 305,000千円	道路橋梁新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
	過疎対策事業（起債事業） 平成12年度～平成16年度 3路線 総事業費 434,800千円		緊急地方道路整備臨時交付金事業（交付金A） 平成6年度～平成14年度 1路線 総事業費 924,000千円 補助金 462,000千円 補助率 50%	
	辺地対策事業（起債事業） 平成3年度～平成18年度 5路線 総事業費 787,000千円	住宅宅地関連公共施設等総合整備事業 平成6年度～平成14年度 2路線 総事業費 2,027,000千円 補助金 1,013,500千円 補助率 50%	過疎対策事業（起債事業） 平成14年度～平成26年度 4路線 総事業費 741,285千円	
		地方特定道路整備事業（起債事業） 平成15年度～平成16年度 1路線		

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
道路橋梁新設・改良事業	<p>【事務手順】 ①自治公民館・むらづくり委員会等の要望により、現地調査等を実施 ②事業の必要性等を調整し、優先順位を検討する。 ③予算の計上 ④測量設計の発注 ⑤素案作成後、地元説明 ⑥実施設計・用地測量・補償調査 ⑦用地交渉 ⑧分筆・所有権移転登記事務 ⑨工事発注、施行、完成、検査</p> <p>【用地代金】 県道等、近隣の公共事業の買収単価、固定資産評価額等を参考に用地単価決定する。</p>	<p>【事務手順】 ①地元公民会からの要望により計画する ②総合振興計画との調整を行い、優先順位を検討する。 ③測量設計の発注。 ④素案作成後、地元説明会。 ⑤実施設計、用地測量、補償調査。 ⑥用地交渉。 ⑦工事発注、施工、完成、検査。 ⑧登記事務。</p> <p>【用地代金】 周辺の固定資産税の評価額、国県道等の近隣の公共事業の売買実例、公示価格、基準地価格、不動産鑑定等を参考に用地買収単価を決定する。 また、同一路線内では、同一単価とする</p>	<p>【事務手順】 基本的に地元自治会からの要望により計画するが、 ・道路幅員が4.0m以上確保できる。 ・用地の承諾が得られ登記ができる。 を大原則とする。</p> <p>①自治会から工事及び測量承諾を関係者からとった申請書の提出。 ②課内で優先順位を検討する。 ③測量設計の発注（路線測量・用地測量・設計） ④地元説明会 ⑤用地・登記承諾書の提出及び登記業務 ⑥工事発注・施工・完成・検査</p> <p>【用地代金】 （町単独事業等は町内の一部（市街地及び周辺）を除き下記買収単価としている。） 宅地 1,000円/㎡ 田 550円/㎡～ 畑 450円/㎡ 山林・雑種地150円/㎡ （市街地及び周辺）補助事業は不動産鑑定評価により決定。上記を基準として周辺地域の状況を考慮する。</p>	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	2. 砂防等関連事業
調整の内容	2 砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
砂防等関連事業	<p>事業実施なし</p> <p>【市の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、負担金事務（受益者含む）、地元調整、事業実施協力 県に対し事業調整事務を行うが、近年該当の申請がない。 （補助内訳） 県50% 市40% 受益者負担（分担金）10% ・分担金の額 総事業費の1/10以内</p>	<p>事業実施なし</p> <p>【町の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、地元調整、事業実施協力、区域指定準備事務 （補助内訳） 県 50% 町 50% 受益者負担（分担金）無し</p>	<p>【県の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、負担金事務、地元調整、事業実施協力、区域の指定準備事務 ・補助内訳 一般 国45% 県45% 町10% 公大（=公共大規模） 国47.5% 県47.5% 町5% 全体事業費 100,000千円 平成15年度事業費 70,000千円 うち町負担額 3,500千円 事業箇所 宮下地区 【町の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 鹿児島県単急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱に基づき、現在2地区を継続的に実施している。なお、整備要望箇所が数カ所あり 補助内訳 県 50% 町 50% 受益者負担（分担金）無し 平成14年度事業 正牟田地区 15,000千円 中尾田地区 10,000千円 平成15年度事業 正牟田地区 15,000千円 中尾田地区 15,000千円</p>	<p>【県の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、負担金事務、地元調整、事業実施協力、区域の指定準備事務 ・補助内訳 一般 国45% 県45% 町10% 公大（=公共大規模） 国47.5% 県47.5% 町5% 全体事業費 805,030千円 平成15年度事業費 107,000千円 うち町負担額 10,700千円 事業箇所 万善中福良2 深迫川 古道川 殿湯川 【町の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、地元調整、事業実施協力、区域指定準備事務 （補助内訳） 県 50% 町 50% 受益者負担（分担金）無し</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	2. 砂防等関連事業
調整の内容	2 砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
砂防等関連事業	<p>事業実施なし</p> <p>【町の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、負担金事務、地元調整、事業実施協力、区域指定準備事務 (補助内訳) 県 50% 町 50% 受益者負担 (分担金) 無し</p>	<p>【県の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、負担金事務、地元調整、事業実施協力、区域の指定準備事務 ・補助内訳 一般 国45% 県45% 町10% 公大 (=公共大規模) 国47.5% 県47.5% 町5%</p> <p>全体事業費 210,000千円 平成15年度事業費 110,000千円 うち町負担額5,500千円 事業箇所 小浜地区</p> <p>【町の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、地元調整、事業実施協力県に対し事業調整事務を行うが、事業実施無し。 (補助内訳) 県 50% 町 50% 受益者負担 (分担金) 無し</p>	<p>事業実施なし</p> <p>【町の実施する急傾斜地崩壊対策事業】 事業調整事務、負担金事務、地元調整、事業実施協力、区域指定準備事務 (補助内訳) 県 50% 町 50% 受益者負担 (分担金) 無し</p>	<p>砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	3. 港湾関連事務
調整の内容	3 港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
港湾関連事務	事業実施なし	該当なし	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	3. 港湾関連事務
調整の内容	3 港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
港湾関連事務	該当なし	<p>【目的】 隼人港は鹿児島湾の最奥部に位置する鹿児島県管理の地方港であり隼人地区においては、テクノポリス建設計画を支援していくため貨物取扱港して必要である。 また、隼人地区と鹿児島市内との交通手段として海上交通の必要性が一般に認識されるようになり船舶を係留できる施設整備が重要な課題となっている。 このような事から国分隼人地区の将来の貨物需要に対応するため、災害緊急時の交通手段の確保のため、新たな港湾施設を整備する。</p> <p>【概要】 ①事業主体 鹿児島県 ②全体事業費 3,040,000千円 ③事業年度 平成10年度～平成23年度 ④事業内容 2000トン級岸壁 (-5.5m) 2バース 延長 L=200m 護岸(防波) L=131m 泊地 (-5.5m) 面積A=1700㎡ ⑤平成15年度事業費 230,000千円 ⑥負担割合 平成15年度負担額 48,208千円 (20.96%)</p>	<p>【目的】 福山港における、船舶の安全な係留と航行図るため港湾施設の改良を行う。また、海岸環境整備により地域住民が安全で快適に、海にふれ親しむ海洋性レクリエーション拠点の創出を図るとともに、併せて面的防護による防災機能を強化する。</p> <p>【概要】 ①事業主体 (福山港海岸環境) 鹿児島県 ②全体事業費 1,766,000千円 ③事業年度 平成7年～平成20年度 ④事業内容 突堤 178m 護岸1 144m 護岸2 296m 人工海浜(潜堤) 120m 人工海浜(養浜) 64,000㎡ 遊歩道 1,380m 植栽 2,400m ⑤平成15年度事業費 30,000千円 ⑥負担割合 平成15年度負担額 4,000千円(13.33%)</p>	港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
港湾関連事務	該当なし		<p>【概要】</p> <p>①事業主体 鹿児島県</p> <p>②全体事業費 740,260千円</p> <p>③事業年度 平成12年度～平成18年度</p> <p>④事業内容 防波堤(北) L=60m 物揚場(-2.0m) L=150m 泊地(-2.0m) L=4,200㎡</p> <p>⑤平成15年度事業費 70,920千円</p> <p>⑥負担割合 平成15年度負担額 18,912千円(26.66%)</p>	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	4. 道路・河川占用等許可関連事務
調整の内容	4 道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
道路・河川占用等許可関連事務	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法」、「国分市道路占用料徴収条例」、「国分市道路占用料徴収条例施行規則」により事務を行っている。占用料を徴収している。 河川占用等許可関連事務 河川占用等許可については、条例等で特に定めておらず、「河川法」、「河川法施行令」、「河川法施行規則」の準用により事務を行っている。占用料を徴収している。 河川生産物(土石等)採取許可関連事務 「河川法」、「普通河川等による生産物採取料徴収条例」により事務を行っている。採取料を徴収している。 平成14年度道路占用者 九州電力㈱、NTT、南日本ガス、南九州ケーブルテレビネット、他 平成14年度河川占用者 該当なし 平成14年度決算額 10,227,100円 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法第32条及び24条」によって事務を行っている。 ・道路占用料は徴収していない。 河川占用等許可関連事務 河川工事施行承認事務とに区別されている。「河川法」、「河川法施行細則」によって事務を行っているが、規則が定められていないので「溝辺町道路占用規則」に準じて事務を行っている。 平成14年度道路占用者 九州電力㈱、西日本電信電話㈱ 平成14年度河川占用者 該当なし 平成14年度決算額 占用料は徴収していない。 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法」によって事務を行っている。占用徴収条例、規則は制定してないため占用料を徴収していない。 河川占用等許可関連事務 河川占用許可事務と河川工事施行承認事務とに区別されている。「河川法」によって事務を行っている。条例、規則が定められていないので占用料を徴収していない。 平成14年度道路占用者 九州電力㈱、西日本電信電話㈱ 平成14年度河川占用者 実績なし 平成14年度決算額 占用料は徴収していない。 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法」、「牧園町道路占用料徴収条例」、「牧園町道路占用料徴収条例施行規則」により事務を行っている。占用料を徴収している。 河川占用等許可関連事務 河川占用等許可については、条例等で特に定めておらず、「河川法」、「河川法施行令」、「河川法施行規則」の準用により事務を行っている。占用料を徴収していない。 平成14年度道路占用者 第1ホテルスパヒルズ、三洋工業(株)他 平成14年度河川占用者 該当なし 平成14年度決算額 393,128円

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	4. 道路・河川占用等許可関連事務
調整の内容	4 道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
道路・河川占用等許可関連事務	<p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全関連事務共通 ①申請書の受理（必要と認める書類の確認を含む。占用開始日の3日前までに申請） ②申請書の審査（許可・承認基準に適合しているか否かの審査） ③条件を付し許可・承認 ④工事着手届の受理 ⑤工事完成届受理後速やかに完了検査実施 	<p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用等許可関連事務（道路工事施行承認事務を含む） ①申請書の受理（必要と認める書類の確認を含む） ②申請書の審査（許可・承認基準に適合しているか否かの審査） ③条件を付し許可・承認 ④工事着手届の受理 ⑤工事完成届受理後速やかに完了検査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・河川占用等許可関連事務（河川工事施行承認事務を含む） 道路占用等許可関連事務に準ずる。 	<p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用等許可関連事務（道路工事施行承認事務を含む） ①申請書の受理（必要と認める書類の確認を含む） ②申請書の審査（許可・承認基準に適合しているか否かの審査） ③条件を付し許可・承認 ④工事着手届の受理 ⑤工事完成届受理後速やかに完了検査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・河川占用等許可関連事務（河川工事施行承認事務を含む） 道路占用等許可関連事務に準ずる。 	<p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用等許可関連事務（道路工事施行承認事務を含む） ①申請書の受理（必要と認める書類の確認を含む） ②申請書の審査（許可・承認基準に適合しているか否かの審査） ③条件を付し許可・承認 ④工事着手届の受理 ⑤工事完成届受理後速やかに完了検査実施

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	4. 道路・河川占用等許可関連事務
調整の内容	4 道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
道路・河川占用等許可関連事務	<p>【概要】 道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに、区別されている。 「道路法第32条及び第24条」にて事務を行っている。</p> <p>・河川占用等許可関連事務 河川占用等許可については河川占用許可事務と河川工事施行承認とに区分される。 「河川法」によって事務をおこなっている。占用料は徴収していない。</p> <p>・平成14年度道路占用者 九州電力㈱, NTT</p> <p>・平成14年度河川占用者 水利組合, 松永漁業協同組合, 医療法人 豊寿会</p> <p>・平成14年度決算額 占用料は徴収していない。</p>	<p>【概要】 ・道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法」、「隼人町道路占用料徴収条例」、「隼人町道路占用料施行規則」により事務を行っている。占用料を徴収している。</p> <p>・河川占用等許可関連事務 河川占用等許可については、条例で特に定めておらず、「河川法」、「河川法施行令」、「河川法施行規則」の準用により事務を行っている。占用料は徴収している。</p> <p>・河川生産物（土石等）採取料許可関連事務 「河川法」, 「普通河川等による生産物採取条例」により事務を行っている。採取料は徴収していない。</p> <p>・平成14年度道路占用者 西日本電信電話㈱、九州電力㈱、国分隼人ガス㈱、㈱有線ブロードネットワークス、南九州ケーブルテレビネットワークス、九州通信ネットワーク㈱、エヌ・エヌ ・ティ・ドコモ九州、アスティル九州</p> <p>・平成14年度河川占用者 該当なし</p> <p>・平成14年度決算額 5,702,119円</p>	<p>【概要】 ・道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法」、「福山町道路占用料徴収条例」によって事務を行っている。現在占用料を徴収している箇所はない。</p> <p>・河川占用等許可関連事務 河川占用許可事務と河川工事施行承認事務とに区別されている。「河川法」によって事務を行っているが、規則が定められていないので「福山町道路占用等に関する規則」に準じて事務を行っている。現在占用料を徴収している箇所はない。 平成14年度許可・承認件数 32条 24件 24条 8件</p> <p>・平成14年度道路占用者 九州電力㈱、西日本電信電話㈱</p> <p>・平成14年度河川占用者 該当なし</p> <p>・平成14年度決算額 占用料は徴収していない。</p>	<p>道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については 合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	4. 道路・河川占用等許可関連事務
調整の内容	4 道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
道路・河川占用等許可関連事務	<p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用等許可関連事務（道路工事施行承認事務を含む） <ol style="list-style-type: none"> ①申請書受理及び添付書類の確認 ②申請書の審査 ③条件を付し許可・承認 ・河川占用等許可関連事務（河川工事施行承認事務を含む） 道路占用等許可関連事務に準ずる。 	<p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全関連事務共通 <ol style="list-style-type: none"> ①申請書の受理（必要と認める書類の確認を含む。占用開始日の3日前までに申請） ②申請書の審査（許可・承認基準に適合しているか否かの審査） ③条件を付し許可・承認 ④工事着手届の受理 ⑤工事完成届受理後速やかに完了検査実施 	<p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用等許可関連事務（道路工事施行承認事務を含む） <ol style="list-style-type: none"> ①申請書の受理（必要と認める書類の確認を含む） ②申請書の審査（許可・承認基準に適合しているか否かの審査） ③条件を付し許可・承認 ④工事着手届の受理 ⑤工事完成届受理後速やかに完了検査実施 ・河川占用等許可関連事務（河川工事施行承認事務を含む） 道路占用等許可関連事務に準ずる。 	<p>道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については 合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	5. 街路事業
調整の内容	5街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
街路事業	<p>【目的】 ・総合交通体系の一環として、円滑で安全な人と車の交通を確保することにより、都市活動の円滑と安全を図る。 ・都市形成の骨格として秩序ある街区構成により良好な市街地を構成する。</p> <p>【内容】 ・街路事業 ・交通連携推進事業 ・都市計画事業の認可を受け施行するもので、補助率は1/2である。</p> <p>【事務の手順】 計画決定→新規路線要望→事業採択→予算採択→補助金申請→補助金交付決定→測量設計調査業務委託→地元説明会→用地取得及び補償→設計数値入力→工事発注</p> <p>事業主体：国分市 平和通線 H12～H16 事業費 1,471,000千円 都市計画決定路線 17路線 延長 L=42,680m 改良済延長 L=29,067m 進捗率 68% 平成14年度実績 平和通線 283,000千円</p>	<p>【目的】 土地区画整理事業地域と、国道504号線・県道隼人加治木線等の主要幹線道路に接続することにより、本地域の広域的な産業活動や人的な地域間交流の一層の円滑化を図ると共に、消防分遣所とつなぐ防災対策上必要な幹線である。</p> <p>【内容】 ・街路事業 ・交通連携推進事業 ・都市計画事業の認可を受け施行するもので、補助率は1/2である。</p> <p>【事務の手順】 計画決定→新規路線要望→事業採択→予算採択→補助金申請→補助金交付決定→測量設計調査業務委託→地元説明会→用地取得及び補償→設計数値入力→工事発注</p> <p>事業主体：溝辺町 麓北通線 H16～H20 事業費 414,000千円 計画延長 L=64m 計画幅員 W=12m～15m 計画橋長 L=33.5m</p>	<p>該当なし（都市計画道路決定なし）</p>	<p>・都市計画道路 新川線 S24. 1. 20 決定 真澄線 S31. 8. 27 決定 三体堂線 S31. 8. 27 決定 牧園停車場線 S31. 8. 27 決定 事業施行該当なし</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	5. 街路事業
調整の内容	5 街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
街路事業	該当なし（都市計画道路決定なし）	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合交通体系の一環として、円滑で安全な人と車の交通を確保することにより、都市活動の円滑と安全を図る。 都市形成の骨格として秩序ある街区構成により良好な市街地を構成する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街路事業 交通連携推進事業 都市計画事業の認可を受け施行するもので、補助率は1/2である。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画決定→新規路線要望→事業採択→予算採択→補助金申請→補助金交付決定→測量設計調査業務委託→地元説明会→用地取得及び補償→設計数値入力→工事発注 <p>事業主体：隼人町 都市計画決定路線 15路線 延長 L=32,270m 改良済み延長 L=15,270m 進捗率 47% 平成14年度実績 実績無し 隼人駅前広場S47, 6, 14決定 H2, 7, 6変更(街路の宮内線関連)</p>	県決定末吉国分線（東九州自動車道） H, 8, 11, 22 事業施行該当なし	街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	6. 公共団体等土地区画整理事業
調整の内容	6 公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公共団体等土地区画整理事業	事業実施なし	<p>【目的】</p> <p>本地区は、鹿児島空港前に位置し、近年急速に市街化の傾向が見られるが、道路、公園等の公共施設は未整備のままである。よって都市計画道路をはじめとした公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、空港前の住宅地として、健全な市街地の形成を図ることを目的とする。</p>	事業実施なし	事業実施なし

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公共団体等土地区画整理事業		<p>【事業概要】 溝辺都市計画土地区画整理事業 麓第一土地区画整理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域面積 42.5ha ・ 総事業費 7,673,000千円 ・ 補助率 50～55% ・ 減歩率 28.69% ・ 要移転戸数 110戸(232棟) ・ 都市計画道路築造 6路線 総延長3,691.0m ・ 都市計画決定（県告示） 平成 5年 3月 8日 改正前の都市計画法第15条第1項及び政令第10条の規定により施行区域の面積が20haを越えているため法第18条の県の都市計画決定となっている。 ・ 事業計画決定(当初) 平成 6年 3月29日 ・ 施行期間 平成5年度～平成19年度 ・ 補助期間 平成5年度～平成19年度 ・ 平成14年度実績 事業費 510,227千円 		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	6. 公共団体等土地区画整理事業
調整の内容	6 公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公共団体等土地区画整理事業	該当なし	<p>【目的】 本地区は、国道10号隼人港を中心に発展してきた既成市街地であり、地区内の道路は狭く、隼人港付近については宅地規模の小さい過密住宅地である。このため、都市計画道路・区画道路及び公園等の公共施設の整備改善を行い土地利用の増進を図り、居住環境良好な市街地形成と健康で文化的な生活を営める住宅地の供給を目的とする。</p>	事業実施なし	公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公共団体等土地区画整理事業		<p>【事業概要】</p> <p>浜之市地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理面積 18.7ha ・総事業費 8,398,000千円 ・補助率 50～55% ・減歩率 20.9% ・要移転戸数 342戸(614棟) ・都市計画道路築造 4路線 合計1434.8m ・事業計画決定(当初) 平成9年8月22日 ・施行期間 平成9年度～平成20年度 ・補助期間 平成8年度～平成19年度 ・平成14年度実績 事業費 424,780千円 <p>駅東地区</p> <p>土地区画整理事業23ha 平成15年度まちづくり調査済</p>		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	7.都市計画法関連調査・マスタープラン等
調整の内容	7都市計画法関連調査・マスタープラン等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引継ぎ運用する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
都市計画法関連調査・マスタープラン等	<p>【目的】 都市計画を定め、それを適切に遂行するための、基礎調査を実施し、また個別の都市計画が決定・変更される場合の根拠となり、市の都市及び地域の将来像を描いた都市マスタープランを策定する。</p> <p>【内容】 都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行い、又都市及び地域の将来像としての都市マスタープランを策定する。</p> <p>【事務手順等】 ・都市計画基礎調査については、県の1/2負担があるため、前年度中に県と調整が必要になる。 ・都市マスタープラン策定にも資料作成の期間を含めて2年以上かかる。</p>	<p>【目的】 持続的な発展を続けていくために、地域を連絡する交通網や訪れる人々が地域の環境・文化とふれあうことのできる場などの交流の基盤を充実させ、流入増加する人口に対応して良好な住宅宅地を供給し、住環境を整え、従来の緑豊かで潤いのある農村生活環境・農業生産環境を守り、その活力を維持していくことを目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画区域内の土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業・自然的環境の整備又は保全等の「主要な都市計画の決定の方針」を定める。</p> <p>【事務手順等】 業務委託→調書作成 ・都市計画基礎調査については、県の1/2負担があるため、前年度中に県と調整が必要になる。</p>	<p>【目的】 都市計画を定め、それを適切に遂行するための、基礎調査を実施し、また個別の都市計画が決定・変更される場合の根拠となり、市の都市及び地域の将来像を描いた都市マスタープランを策定する。</p> <p>【内容】 都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行い、又都市及び地域の将来像としての都市マスタープランを策定する。</p> <p>【事務手順等】 ・都市計画基礎調査については、県の1/2負担があるため、前年度中に県と調整が必要になる。 ・都市マスタープラン策定にも資料作成の期間を含めて2年以上かかる。</p>	<p>【目的】 都市計画法による調査、計画策定等に対応する。</p> <p>【内容】 都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行い、又都市及び地域の将来像としての都市マスタープランを策定する。</p> <p>【事務手順等】 ・都市計画基礎調査については、県の1/2負担があるため、前年度中に県と調整が必要になる。 ・都市マスタープラン策定にも資料作成の期間を含めて2年以上かかる。</p>

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
都市計画法関連調査・マスタープラン等	<p>【マスタープラン等について】 国分市マスタープラン 平成8年策定 目標年次平成27年 (都市計画基礎調査の最終の調査年月) 平成10年度 (都市計画区域の面積) 4,428ha (昭和59年決定) (用途地域面積) 1,141ha (昭和62年決定) (用途地域最終変更年月) 平成14年4月 国分都市計画区域マスタープラン 平成16年5月策定予定 目標年次平成32年</p>	<p>【マスタープラン等について】 (市町村マスタープラン策定年月…18条の2) 溝辺町都市計画基本構想 平成9年3月策定 (区域マスタープラン策定年月) 溝辺都市計画区域マスタープラン 平成16年5月策定予定 目標年次平成32年 (都市計画基礎調査の最終の調査年月) 平成6年3月 (都市計画区域の面積) 690ha (昭和50年9月決定) 1,328ha (昭和59年4月変更決定) (638haを追加) (用途地域面積) 206.4ha (昭和63年4月決定) (用途地域最終変更年月) 平成8年4月</p>	<p>【マスタープラン等について】 ・都市計画区域マスタープラン 平成14年度に国の補助事業で、基礎調査を実施。今年度パンフレット作成と説明会、公聴会を実施し当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。 ・市町村マスタープラン 未策定 (都市計画区域の面積) 1,763ha (最終法指定年月) 昭和43年7月</p>	<p>【マスタープラン等について】 牧園町マスタープラン 未策定 牧園都市計画区域マスタープラン 策定年月 平成16年5月策定予定 目標年次平成32年 都市計画区域の面積 4,150ha 都市計画基礎調査 未実施</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	7.都市計画法関連調査・マスタープラン等
調整の内容	7都市計画法関連調査・マスタープラン等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引継ぎ運用する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
都市計画法関連調査・マスタープラン等	該当なし	<p>【目的】 都市の健全な発展と秩序ある整備のために諸調査を行い、諸計画を策定する。</p> <p>【内容】 都市の現状、都市化の動向等についてできるだけ広範なデータを把握し、土地利用、都市施設、市街地開発等の都市計画を一体的、総合的に定めるため調査を行う。 マスタープランは、おおむね20年後の目指すべき都市の将来像を定めるものである。</p> <p>【事務手順等】 毎年の現況調査を基に都市計画の見直しの必要性を把握する。 おおむね5年ごとに調査を行う基礎調査の結果に基づいて、必要性があれば都市計画を見直す。 区域マスタープラン、市町マスタープランとの整合性をとる。</p>	<p>【目的】 都市計画法による調査、計画策定等に対応する。</p> <p>【内容】 都市計画区域内の土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業・自然的環境の整備又は保全等の「主要な都市計画の決定の方針」を定める。</p> <p>【事務手順等】 ・都市計画基礎調査については、県の1/2負担があるため、前年度中に県と調整が必要になる。</p>	都市計画法関連調査・マスタープラン等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引継ぎ運用する。

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
都市計画法関連調査・マスタープラン等		<p>【マスタープラン等について】 (隼人町都市計画マスタープラン策 定年月) 平成12年3月策定 目標年次平成32年 (隼人区域マスタープラン策定年 月) 平成16年5月策定予定 目標年次平成32年 (都市計画基礎調査の最終の調査年 月) 平成11年3月 (都市計画区域の面積) 5,385ha (昭和59年4月) (用途地域面積) 746ha (用途地域最終変更年月) 平成15年1月 【その他】 都市計画基礎調査, 都市計画区域 マスタープランにおいては事業費の 1/2の委託金が鹿児島県より納付され る。</p>	<p>【マスタープラン等について】 ○平成14年度鹿児島県都市計画区域マ スタープラン策定 ○市町村都市計画マスター 未策定 都市計画区域1448ha(平成2年3月)</p>	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	8. 都市計画の決定・都市計画審議会
調整の内容	8 都市計画の決定・都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
都市計画の決定・都市計画審議会	<p>【目的】 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画を決定する。</p> <p>【内容】 用途地域などの地域地区指定をはじめ、道路、公園、下水道等、都市施設の整備計画を定める、都市計画の決定又は変更する場合に、都市計画審議会を開催する。</p> <p>【事務手順等】 都市計画決定をしようとする案を住民説明会を行い、都市計画審議会に諮り、県知事の同意を得て、都市計画決定する。</p>	<p>【目的】 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画を決定する。</p> <p>【内容】 用途地域などの地域地区指定をはじめ、道路、公園、下水道等、都市施設の整備計画を定める。都市計画の決定又は変更する場合に、都市計画審議会を開催する。</p> <p>【事務手順等】 都市計画決定をしようとする案を住民説明会、公聴会を行い、都市計画審議会に諮り、県知事の同意を得て、都市計画決定する。</p>	<p>町都市計画審議会の設置なし。 県都計審に付議する。</p>	<p>【目的】 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画を決定する。</p> <p>【内容】 用途地域などの地域地区指定をはじめ、道路、公園、下水道等、都市施設の整備計画を定める、都市計画の決定又は変更する場合に、都市計画審議会を開催する。</p> <p>【事務手順等】 都市計画決定をしようとする案を住民説明会、公聴会を行い、都市計画審議会に諮り、県知事の同意を得て、都市計画決定する。</p>

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
都市計画の決定・都市計画審議会	<p>【都市計画審議会】</p> <p>①委員の構成 15人以内 (1) 学識経験のある者 5人 (2) 市議会の議員 3人 (3) 関係行政機関の職員もしくは 鹿児島県の職員 3人 (4) 本市に住所を有する者 3人</p> <p>②任期 2年</p> <p>③報酬 会長 5,500円 委員 5,100円</p> <p>④費用弁償 なし</p> <p>⑤所掌事務 ・都市計画法の規定により都市計画の決定又は変更する場合における審議に関する事 ・市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 ・その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する事。</p>	<p>【都市計画審議会】</p> <p>①委員の構成 10名以内 (1) 学識経験のある者 2名以内 (2) 町議会の議員 4名以内 (3) 関係行政機関の職員 2名以内 (4) 本町に住所を有する者 2名以内</p> <p>②任期 2年</p> <p>③報酬 4,600円</p> <p>④費用弁償 700円</p> <p>⑤所掌事務 ・法の規定によりその権限に属された事項 ・町長の諮問に応じ都市計画に関する事項 ・都市計画の事項について、関係行政機関への建議に関する事 ・その他町長が都市計画上必要と認める事項に関する事</p>	<p>町都市計画審議会の設置なし。 県都計審に付議する。</p>	<p>【都市計画審議会】</p> <p>①委員の構成 11名以内 (1) 識見を有する者 4人以内 (2) 本町の議会の議員 5人以内 (3) 関係行政機関又は県の職員 2人以内</p> <p>②任期 2年</p> <p>③報酬 委員長 4,800円 委員 4,600円</p> <p>④費用弁償 900円</p> <p>⑤所掌事務 ・都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。 ・町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・その他町長が都市計画上必要と認める事項に関する事。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	8. 都市計画の決定・都市計画審議会
調整の内容	8 都市計画の決定・都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
都市計画の決定・都市計画審議会	該当なし（都市計画区域がない）	<p>【目的】 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画を決定する。</p> <p>【内容】 用途地域などの地域地区指定をはじめ、道路、公園、下水道等、都市施設の整備計画を定める、都市計画の決定又は変更する場合に、都市計画審議会を開催する。</p> <p>【事務手順等】 都市計画決定をしようとする案を住民説明会、公聴会を行い、都市計画審議会に諮り、県知事の同意を得て、都市計画決定する。</p>	<p>【目的】 土地利用、土地施設、市街地開発等の都市決定</p> <p>【内容】 用途地域などの地域地区指定をはじめ、道路、公園、下水道等、都市施設の整備計画を定める、都市計画の決定又は変更する場合に、都市計画審議会を開催する。</p> <p>【事務手順等】 都市計画決定をしようとする案を住民説明会、公聴会を行い、都市計画審議会に諮り、県知事の同意を得て、都市計画決定する。</p>	都市計画の決定・都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
都市計画の決定・都市計画審議会		<p>【都市計画審議会】</p> <p>①委員の構成 13人以内</p> <p>(1) 学識経験のある者 3人以内</p> <p>(2) 本町の議会の議員 3人以内</p> <p>(3) 関係行政機関又は県の職員 3人以内</p> <p>(4) 本町の住民 4人以内</p> <p>②任期 2年</p> <p>③報酬</p> <p>委員長 4,800円</p> <p>委員 4,600円</p> <p>④費用弁償 900円</p> <p>⑤所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。 ・町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 ・その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。 	<p>【都市計画審議会】</p> <p>①委員の構成 10名以内</p> <p>(1) 学識経験のある人 2人以内</p> <p>(2) 町議会の議員 4人以内</p> <p>(3) 関係行政機関の委員 2人以内</p> <p>(4) 住民を代表する者 2人以内</p> <p>②任期 2年</p> <p>③報酬</p> <p>会長 4800円</p> <p>委員 4600円</p> <p>④費用弁償 700円</p> <p>⑤所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前審議・調査審議・関係行政機関に建議 ・議事 ・委員の2分の1の出席がなければ会議を開くことができない。 ・審議会の議事は出席した委員の過半数をもって決する。 	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	9.土地利用協議書
調整の内容	9土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
土地利用協議書	<p>【目的】</p> <p>・本市における開発行為について必要な指導及び調整を総合的に行うことにより、調和のとれた土地利用と健全で文化的な環境・整備を図り、もって公共の福祉増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>・開発行為を行おうとするものは、あらかじめ、土地利用協議書を市長に提出する。土地利用協議の結果基準に適合していると認めるときは土地利用承認、適合していないと認めるときは土地利用の中止勧告。非協力者に対しては、公表等の処置を執る。</p> <p>・1団1,000㎡以上の区画形質の変更をする行為。但し、都市計画法附則第4項の許可・森林法10条の許可・碎石法33条の認可・県土地利用協議を必要とする行為は除く。</p> <p>・平成14年度申請件数 24件</p>	<p>【目的】</p> <p>この指導要綱は、宅地造成等の開発行為と溝辺町都市計画及び防災、環境、衛生、自然保護等の諸施策との和をはかるため必要な基準を定めて指導し、あわせて開発行為を行おうとする事業者に対し、関連公共施設等の整備に関して特別の協力を求めることにより住民の安全と健康を守り、かつ快適な生活の場を実現することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 一団地300㎡以上の面積の土地に係る開発行為。</p> <p>2. 一定区域において連続及び継続して開発事業を行い、その累積面積が300㎡以上の開発行為。</p> <p>・平成14年度申請件数 7件</p>	<p>該当無し (都市計画法3000㎡適用)</p>	<p>【目的】</p> <p>牧園町の秩序ある開発の推進、良好な自然環境の保全等合理的な土地利用に関し必要な事項を調査審議及び調整し、もって公共の福祉増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>開発行為を行なうとするものは、あらかじめ、土地利用協議書を町長に提出する。</p> <p>1 団3,000㎡以下は、牧園町の土地審議会において審査する。</p> <p>そのほか、3,000㎡以上については県の許認可を必要とする。</p> <p>平成14年度申請件数 0件</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	9.土地利用協議書
調整の内容	9土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
土地利用協議書	<p>【目的】 土地保全及び災害防止のため宅地造成及び建設工事等について必要な規制を行うことにより、住民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 1,000㎡以上10,000㎡未満でつぎに掲げる開発行為について工事を行おうとする者に対して、工事確認申請書を提出しさせて、工事の内容を審議会において審査し、必要があると認めるときは、工事を行う者に対して計画、施行について指導し及び計画の変更、施行方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告する。 宅地造成及び山地、山麓等の傾斜面における土木工事等で切土、盛土又はこれに類似する工事</p> <p>(罰則) 命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は100,000円以下の罰金に処する等の罰則規定有</p> <p>平成14年度申請件数 0件</p>	<p>【目的】 無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、町民の安全と快適な生活空間の建設に寄与する。</p> <p>【内容】 500㎡以上10,000㎡未満の開発行為。ただし、自己の用に供する専用住宅は1,000㎡以上、また、都計法の適用を受けるものは除く。 開発行為は、本町の土地利用の方向に沿った開発であるとともに、都市計画法その他関係法令に適合し、かつ開発区域及びその周辺の施設と均衡のとれた計画でなければならない。また、健全で住みよい町づくりを図るため、必要かつ十分な公共施設を別に示す開発行為の設計方針により整備し、これに要する費用は開発事業者が負担しなければならない。 毎月12日が土地利用協議書の受付日である。</p> <p>【登録簿】 公衆の閲覧に供するため、登録簿を調製し保管する。</p> <p>平成14年度申請件数 44件</p>	<p>【目的】 この要綱は、鹿児島県土地利用対策要綱に定めるもののほか、本町の区域内において、土地の無秩序な開発行為を防止し、将来にわたり緑に包まれた住みよい地域環境の確保及び町民の福祉増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 この要綱において「開発行為」とは次に掲げる行為をいう。 ① 宅地を造成すること。 ② 土石を採取し、もしくは採掘し、又は鉱物を採掘すること。 ③ 樹根を採掘すること。 ④ その他前各号に準ずる土地の区画形質を変更 ⑤開発面積が3,000㎡以上の開発行為。 ⑥一定区域内において連続及び継続して開発行為を行い、その累積面積が3,000㎡以上のもの。 ⑦二以上の開発行為が連続して行われる場合において、それぞれ開発行為が一体性を有するものと認められるときは、同一の開発行為とみなす。</p> <p>平成14年度実績 0件</p>	<p>土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	10. 公営住宅建設事業
調整の内容	10 公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公営住宅建設事業	<p>【目的】 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与すること。</p> <p>【事業内容】 既存市営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、改修も困難であり、今後の市営住宅の方向性を庁内のメンバーで構成した、「庁内市営住宅建替検討幹事会」で検討し、庁議で決定する。</p> <p>【事業手順】 ①建替団地の選定 ②基本設計・実施設計 特定工事〈測量試験等〉事業であり、国庫補助1/2 ③市営住宅の建設 住宅本体の建設。 建設等補助にて国庫補助1/2。</p>	<p>【目的】 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与すること。</p> <p>【事業内容】 住宅需要にあわせた公営住宅等の建設と、既存住宅の老朽化に伴い、既存住宅を解体し新しく住宅を建設する建替えを行う。</p> <p>【事業手順】 ①建設予定地の選定 ②用地買収 ③基本設計・実施設計（建築設計並びに宅地造成） ④敷地造成工事 ⑤住宅建設 建設等補助にて国庫補助1/2。</p>	<p>【目的】 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与すること。</p> <p>【事業内容】 住宅需要にあわせた公営住宅等の建設と、既存住宅の老朽化に伴い、既存住宅を解体し新しく住宅を建設する建替えを行う。</p> <p>【事業手順】 ①建設予定地の選定 ②用地買収 ③基本設計・実施設計 特定工事〈測量試験等〉事業。国庫補助1/2。 ④敷地造成等 ⑤町営住宅の建設 住宅本体の建設。 建設等補助にて国庫補助1/2。</p>	<p>【目的】 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与すること。</p> <p>【事業内容】 町内に立地する小谷住宅の建て替えに際し、高齢者世帯が地域社会の中で自立し、安全・快適な生活を営むことができるよう配慮された高齢者向けサービス付住宅を含め、県営住宅20戸、町営住宅40戸建設する。第2期計画として、町営住宅157戸の建設も計画されている。</p> <p>【事業手順】 ①牧園町総合振興計画及び牧園町住宅マスタープランに基づき建替え用地を選定 ②用地買収 建替え用地所有者より用地を買収 ③基本設計・実施設計 特定工事（測量試験費等）・・・ 国庫補助1/2 ④敷地造成等 敷地造成工事を行う。（給排水等インフラも同時に整備） ⑤町営住宅の建設 住宅本体の建設、建設等補助にて国庫補助1/2・・・標準建設費の1/2を意味する。</p>

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公営住宅建設事業	<p>【実績】 平成3年度から15年度で、名波住宅（県との合併団地）の建替として、名波ハイタウン（市営362戸（うち特公賃85戸）＋県営40戸）を建設。 建設工事契約済金額 6,357,297千円 うち補助金額 3,062,820千円 15年度工事請負費予算額 399,791千円 うち補助金額 196,993千円</p> <p>15年度は、14年度からの債務負担で24号棟（RC造7階建て37戸）を建設。集会所等共同施設を着工予定。15年度で全て完成予定。</p> <p>【計画】 既存の3団地について建替計画有り（既存戸数78戸）</p>	<p>【実績】 1. 公営住宅「空港南タウン」 建替事業も含めた、県営との合併団地「空港南タウン」、県営：22戸、町営：24戸、合計46戸の住宅団地を、平成10年から14年にかけて建設。</p> <p>2. 特定公共賃貸住宅「第3前原団地」 住宅需要のニーズにあわせた高額所得者向けの住宅整備のため、世帯者向けの住宅団地を平成13年から15年にかけて12戸建設。</p>	<p>【実績】 ・13年度繰越で、特公賃住宅 水流ハイツ16戸（単身者用 RC造4階建て・全戸2K）を建設 平成14年5月着工14年11月完成、12月より入居開始 住宅建設工事契約金額 177,450千円 うち補助対象額 171,699千円 （主体附帯工事費 171,699千円） 補助金の額（補助率1/3） 57,233千円</p> <p>・14年度 特公賃住宅 第3山住住宅2戸（木造平屋建て・3LDK）を建設 平成14年11月着工14年3月完成、4月より入居開始 住宅建設工事契約金額 34,440千円 うち補助対象額 27,372千円 （主体附帯工事費 27,372千円）</p> <p>・15年度 特公賃住宅 2戸（木造平屋建て・3LDK）を建設予定</p> <p>・16年度 公営住宅 13戸（木造平屋建て・3LDK）を建設予定 概算要望済</p>	<p>【実績】 平成11年度から平成17年度までの7カ年計画として、県営住宅20戸・町営住宅40戸（うちシルバーハウジング県営6戸・町営14戸）の建設を進めており、平成11年から平成14年度までに県営住宅20戸と集会所（県との戸数按分）建設、町分）建設、町営住宅2棟9戸（うちシルバー3戸）建設、町営住宅1棟7戸（うちシルバー4戸）建設 住宅建設工事契約金額 300,320,232円 補助金の額 132,196千円（H11～14まで） （H11 3,098千円 H12 19,264千円 H13 62,558千円 H14 47,276千円 通常分） 補助金申請及び請求は各年度ごとに完了。 会計検査は、平成15年2月に実施されたが、本町は当たらなかつたため、次回に実施されると思われる。</p> <p>【計画】 事業名 仮称「麓団地建設事業」 事業年度 平成16～17年度 事業内容 3階建て （各階3戸数・・1棟9戸）2棟建設 合計18戸 事業費 概算2億6千2百万円 平成16年度 実施設計 平成17年度 建設工事</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	10. 公営住宅建設事業
調整の内容	10 公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公営住宅建設事業	<p>【目的】 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与すること。</p> <p>【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、建替えを進める。</p> <p>【事業手順】 ①建替え団地の選定 ②用地買収 ③基本設計・実施設計 特定工事（測量試験等）事業であり、国庫補助1/2。 ④敷地造成等 ⑤町営住宅の建設 住宅本体の建設。 建設等補助にて国庫補助1/2。</p>	<p>【目的】 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与すること。</p> <p>【事業内容】 既存住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅の老朽化に伴い、建替えを進める。</p> <p>【事業手順】 ①建替え団地の選定 ②用地買収 ③基本設計・実施設計 特定工事（測量試験等）事業であり、国庫補助1/2。 ④敷地造成等 ⑤町営住宅の建設 住宅本体の建設。 建設等補助にて国庫補助1/2。</p>	<p>【目的】 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与すること。</p> <p>【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、耐震改修も困難であり、建替えを進める。</p> <p>【事業手順】 ①建替え団地の選定 住宅建替え団地を選定。 ②基本設計・実施設計 特定工事（測量試験等）事業であり、国庫補助 1/2。 ③敷地造成等 敷地造成工事を行う。 ④町営住宅の建設 住宅本体の建設。 建設等補助にて国庫補助1/2。</p>	<p>公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。</p>

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公営住宅建設事業	<p>【事業計画】 ○新築 永水地区 町単独住宅 4戸 ○建替 大窪団地 36戸, 園田団地 10戸</p>	<p>【実績】 天降川団地 (RC4階72戸) 平成8年～平成11年度 新川団地 (RC3階18戸) 平成10年度～平成13年度</p> <p>【その他】 事業の補助について 地質調査、設計、解体及び建設工事は基本事業費の1/2を補助</p> <p>【計画】 ①木之房団地 平成16年度に基本計画を行い引き 続き本設計に入り平成25年度完成を目指す。 簡平 72戸 → 中耐100戸 ②姫城団地を平成20年度～平成25年度 簡平 50戸 → 中耐51戸 ③大津団地を平成25年度～平成27年度 簡平 36戸 → 中耐36戸</p>	<p>【実績】 ○特定優良賃貸住宅事業 第2東牧ノ原団地 (RC2階建) 平成11年度 建設</p> <p>○特定優良賃貸住宅事業 若尊団地 (木造平屋2戸) 平成12年度 建設</p>	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	11. 公営住宅収納管理
調整の内容	11 公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公営住宅収納管理	<p>【概要】</p> <p>公営住宅法により建設された公営住宅の家賃にかかる以下の事務事業</p> <p>①入居者の家賃の算定</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理</p> <p>③家賃収入補助、家賃対策補助申請</p>	<p>【概要】</p> <p>公営住宅法により建設された、公営住宅の家賃に掛かる以下の事務事業</p> <p>①入居者の家賃の算定</p> <p>②入居者からの家賃の管理</p> <p>③家賃収入補助申請</p> <p>④家賃対策補助申請</p>	<p>【概要】</p> <p>公営住宅法により建設された公営住宅の家賃にかかる以下の事務事業</p> <p>①入居者の家賃の算定</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理</p> <p>③家賃収入補助申請</p> <p>④家賃対策補助申請</p>	<p>【概要】</p> <p>公営住宅法により建設された公営住宅の家賃にかかる以下の事務事業</p> <p>①入居者の家賃算定</p> <p>②入居者からの家賃納入</p> <p>③家賃収入補助申請</p>

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公営住宅収納管理	<p>【事務手順】</p> <p>①入居者の家賃の算定事業</p> <p>1. 7月～8月 入居者より収入申告書を提出させる</p> <p>2. 最終的に収入申告が提出されない入居者には近傍同種家賃</p> <p>3. 10月収入申告に基づき、入居者の収入を認定</p> <p>2月に収入認定通知書送付</p> <p>4. 法17条により減免手続き 月額所得(非課税分含む)により減免額決定</p> <p>0～25,000円/家賃の1/2 減額 25,001～50,000円/家賃の1/4 減額 50,001～ /減免なし</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理</p> <p>1. 毎月口座振替、もしくは納付書により金融機関にて自主納付</p> <p>2. 未納者に対して督促通知</p> <p>3. 3ヶ月以上の滞納者、及び保証人に対して催告通知</p> <p>4. 悪質滞納者に対して退去勧告</p> <p>③国庫補助金等</p> <p>1. 家賃収入補助金 空家、収入超過者、不適正入居、収入未申告者を除いた戸数(平成14年度) 47,990千円</p> <p>2. 家賃対策補助金 補助対象戸数 143戸(名波ハイタウン平成9年度～)(平成14年度) 39,651千円</p> <p>3. 特定優良賃貸住宅等家賃対策補助金 補助対象戸数 32戸 (平成14年度) 1,432千円 (内訳) 平成10年度管理開始 9戸 190千円 平成12年度管理開始 23戸 1,242千円</p>	<p>【事務手順】</p> <p>①入居者の家賃の算定業務</p> <p>1. 7月～8月 入居者へ「収入申告書の提出」通知</p> <p>2. 入居者の収入認定</p> <p>3. 新年度の家賃通知及び納付書配布</p> <p>②家賃納入の管理</p> <p>1. 毎月の、納付書・口座振込みの消し込み</p> <p>2. 収納台帳消し込み</p> <p>3. 未納者に対して督促通知</p> <p>③家賃収入・家賃対策補助金申請</p> <p>1. 家賃収入補助：5,513,000円 家賃対策補助：16,605,000円から収入超過者(空家、不適正入居、収入未申告者を含む)戸数を差し引いたものが対象となる。</p> <p>1 2月申請 3月交付</p> <p>④特定公共賃貸住宅家賃対策補助金</p> <p>1. 特定公共賃貸住宅家賃対策補助金：2,724,000円から収入超過者等は対象外。</p> <p>1 2月申請 3月交付</p>	<p>【事務手順】</p> <p>①入居者の家賃の算定事業</p> <p>1. 7月～8月 入居者より収入申告書を提出させる</p> <p>2. 収入申告書が提出されない入居者に対する収入調査(法34条)</p> <p>3. 10月収入申告書に基づき、入居者の収入を認定する</p> <p>4. 入居者の届出により3月まで収入認定の更正を行う。</p> <p>5. 法16条4項により家賃の減免手続き</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理</p> <p>1. 毎月26日(基準日)に口座引落とし及び金融機関または役場出納室への自主納付を原則として納入</p> <p>2. 口座引落としは、毎月振替希望者リスト等を作成しFDで金融機関に提出。</p> <p>3. 自主納付は納付書を毎年4月上旬に作成し入居者宛送付</p> <p>4. 領収済通知書により、収納台帳に消し込み</p> <p>5. 未納者に対して督促通知</p> <p>6. 悪質な未納者には、連帯保証人にも通知する。</p> <p>③家賃収入補助申請</p> <p>1. 第1種：5,514,102円 第2種：4,134,755円 計：9,648,857円から収入超過者(空家、不適正入居、収入未申告者を含む)戸数を差し引いたものが対象となる。</p> <p>2. 申請12月 交付3月</p> <p>④家賃対策補助金(特定公共賃貸住宅分)</p> <p>1. 対象住宅 中ノ団地(8戸)・上ノ団地(11戸)・水流ハイツ(16戸)・第三山住住宅(2戸)計37戸 収入超過者等は対象外。</p> <p>2. 申請6月・10月・12月 交付3月</p>	<p>【事務手順】</p> <p>①入居者の家賃算定業務</p> <p>1. 8月に入居者より収入申告書を提出させる。</p> <p>2. 未申告者の収入調査</p> <p>3. 10月1日基準の入居者の収入を認定する。</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理</p> <p>1. 毎年4月に1年分(毎月)の納付書を発行</p> <p>2. 家賃納入は毎月金融機関へ自主納付が原則</p> <p>3. 口座振替は毎月25日引落とし</p> <p>4. 未納者への督促通知</p> <p>③家賃収入補助金</p> <p>1. 第1種：1,380千円 第2種：752千円 合計：2,132千円</p> <p>収入超過者、空家、不適正入居収入未申告者は対象外となる。</p> <p>対象外数 第1種(5戸) 対象外数 第2種(31戸)</p> <p>2. 申請12月 交付3月</p>

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公営住宅 収納管理	<p>【入居者の家賃】</p> <p>市営住宅（公営）</p> <p>木造平家 42棟 42戸 1,200～3,800 円</p> <p>簡易平家 88棟 317戸 3,400～12,500 円</p> <p>簡易2階建 14棟 70戸 9,900～18,700 円</p> <p>中層耐火 97棟 1,628戸 11,800～45,400 円</p> <p>耐火2階建 3棟 12戸 17,600～32,600 円</p> <p>計 2,069戸</p> <p>市営住宅（特公賃）</p> <p>中層耐火 2棟 25戸 49,900～64,500 円</p> <p>高層耐火 2棟 60戸 57,500～73,600 円</p>	<p>【入居者の家賃】</p> <p>町営住宅（公営）</p> <p>木造平家 1戸 1,800～3,100 円</p> <p>簡易平家 41戸 4,700～9,900 円</p> <p>木造2階建 24戸 15,900～39,900 円</p> <p>中層耐火 264戸 16,000～28,900 円</p> <p>耐火2階建 20戸 16,000～28,900 円</p> <p>計 350戸</p> <p>公営住宅以外の家賃</p> <p>①特定公共賃貸住宅 （単身者向け：20戸）</p> <p>前原団地 (200,000～322,000円)：23,000円 (320,001～427,000円)：38,000円 (427,001～601,000円)：54,000円</p> <p>第2前原 (200,000～322,000円)：25,000円 (320,001～427,000円)：40,000円 (427,001～601,000円)：55,000円</p> <p>②特定公共賃貸住宅 （一般者向け：8戸）</p> <p>第3前原 (200,000～322,000円)：48,000円 (320,001～427,000円)：62,000円</p>	<p>国庫補助金 家賃収入補助金 9,648,857円－収入超過者等＝補助金 平成14年度補助金7,039,000円 (73%)</p> <p>家賃対策補助金 限度額家賃等から入居者負担基準額若しくは入居者負担額を差し引いた額の2分の1若しくは3分の1の補助金 平成14年度補助金1,675,000円</p> <p>【入居者の家賃】</p> <p>町営住宅（公営）</p> <p>木造平家 56戸 800～39,700 円</p> <p>簡易平家 75戸 1,000～20,100 円</p> <p>簡易2階建 18戸 11,700～47,100 円</p> <p>中層耐火 192戸 12,200～58,600 円</p> <p>計 341戸</p> <p>特定公共賃貸住宅（37戸）は定額。</p> <p>上ノ団地 38,000円 中ノ団地：単身用30,000円 水流ハイツ 30,000円 第三山住住宅 35,000円</p>	<p>【入居者の家賃】</p> <p>町営住宅（公営）</p> <p>木造平家 11戸 600～42,100 円</p> <p>簡易平家 213戸 1,300～18,900 円</p> <p>耐火2階建 16戸 20,600～52,500 円</p> <p>計 240戸</p> <p>（特定公共賃貸住） 牧園町特定公共賃貸住宅条例 牧園町特定公共賃貸住宅条例施行規則</p> <p>〔目的〕 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅</p> <p>〔内容〕</p> <p>三体なかの住宅 H10年 5戸 木造平屋 中央単身者住宅 H10年 8戸 木造2階 家賃月額 三体なかの住宅 30,300円 中央単身者住宅 32,900円</p>

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公営住宅 収納管理	<p>【家賃の決定】 収入申告：7月～9月 収入認定 通知書：2月初旬に送付</p> <p>【納付書の送付】 年2回送付 4月（4月～9月 分） 10月（10月～3月分）</p> <p>【口座振替納付】 通知書を送付（未納の場合に口座振 替不能通知と納付書を送付）</p> <p>【減免申請】 申請書を受理した日 の翌月から年度末まで有効</p> <p>【収入超過者】 認定通知書に明渡し努力義務につい て記載してある。</p> <p>【高額所得者】 同上（県より 明渡し請求するよう指導あり）</p> <p>【連帯保証人の責務】 入居決定時に連帯保証人へ連帯保証 人の責務等について文書通知。</p> <p>【滞納整理】 月末までに納付がない場合は、20日 頃を目処に督促状を発送。2か月分 滞納したら連帯保証人へ通知し、3 か月分滞納した場合には、入居者及 び連帯保証人へ催告書を送付。それ でも未納の場合は出頭要請その次 には退去勧告、裁判所への支払督促の 申立等と滞納整理を行う。</p>	<p>【家賃の決定】 収入申告：7月～9月 収入認定 通知書：2月初旬に送付</p> <p>【納付書の送付】 年1回送付 4月（1年分）</p> <p>【口座振替納付】 通知書を送付（未納の場合に納付書 を送付）</p> <p>【減免申請】 申請書を受理した日 の翌月から年度末まで有効</p> <p>【収入超過者】 認定通知書に明渡し努力義務につい て記載してある。</p> <p>【高額所得者】 同上</p> <p>【連帯保証人の責務】 連帯保証人への責務等について文書 通知していない。</p> <p>【滞納整理】 月末までに納付がない場合は、20日 頃を目処に督促状を発送。2か月分 滞納したら連帯保証人へ通知し、3 か月分滞納した場合には、入居者及 び連帯保証人へ催告書を送付。それ でも未納の場合は出頭要請その次 には退去勧告、裁判所への支払督促の 申立等と滞納整理を行う。</p>	<p>【家賃の決定】 収入申告：7月～9月 収入認定通 知書：1月～2月に送付</p> <p>【納付書の送付】 年一回 直接納付者にのみ4月上旬 に送付</p> <p>【口座振替納付】 通知書を送付（未納の場合に口座振替 不能通知と納付書を送付）</p> <p>【減免申請】</p> <p>【収入超過者】 認定通知書に明渡 し努力義務について記載してある。</p> <p>【高額所得者】 同上</p> <p>【連帯保証人の責務】 入居決定時に連帯保証人に誓約書の写 しを送付（この中に連帯保証人の責務 等について記載してある。）</p> <p>【滞納整理】 直納者には月末までに納付がない場合 は、10日過ぎをめどに督促状を發 送。口座振替者には、振替結果が戻っ てき次第不能通知と納付書を送付す る。3ヶ月滞納者には、入居者と連帯 保証人に催告書を送付し、その催告書 の期日内にも入金が無い場合は、退去 勧告を行う。</p>	<p>【家賃の決定】 収入申告：8月～9月 収入認 定通知はしてない</p> <p>【納付書の送付】 年1回送付 4月（4月～3月 分）</p> <p>【口座振替納付】 通知書を送付（未納の場合に口座振 替不能通知と納付書を送付）</p> <p>【減免申請】 申請書を受理した日 の翌月から年度末まで有効</p> <p>【収入超過者】 認定通知書に明渡し努力義務につい て記載してある。</p> <p>【高額所得者】 同上（県より 明渡し請求するよう指導あり）</p> <p>【連帯保証人の責務】 文書通知はしてない</p> <p>【滞納整理】 月末までに納付がない場合は、翌月 の20日頃を目処に督促状を発送。</p>

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公営住宅 収納管理	<p>【駐車場使用料】 自治会に集金（1世帯800円）を依頼し、世帯数分×1世帯500円分を市に納付してもらう。（1世帯300円×世帯数分は、自治会の管理費に充てる）駐車場の使用料は、名波ハイタウンのみ徴収している。</p> <p>【不納欠損処理】 ・退去後、死亡又は所在不明となり5年を経過した者 ・長期不在等により認定（職権）退去処理した者で5年を経過した者 ・訴訟等により債権が確定し、確定した日から10年を経過した者 ・破産法に基づき破産による免責が確定した者（確定前の債務のみ）</p> <p>（その他） 【証明手数料】 車庫証明、家賃証明等 各200円</p> <p>【行政財産使用料】 LPG等施設使用料（国分市行政財産の使用料徴収条例に基づく） JAあいら43,945円、土佐屋94,830円、国分プロパン協業組合3,808,960円</p> <p>【国庫補助金】 公営住宅家賃収入補助金 14年度実績 47,990,000円 公営住宅家賃対策補助金 14年度実績 39,651,000円 特定優良賃貸住宅等家賃対策補助金14年度実績 1,432,000円</p>	<p>【駐車場使用料】 管理組合に集金（1世帯800円）を依頼し、世帯数分×1世帯500円分を町に納付してもらう。（1世帯300円×世帯数分は、自治会の管理費に充てる）駐車場の使用料は、県営合併団地空港南タウンのみ徴収している。</p> <p>【不納欠損処理】 ・地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）第1項の規定に基づき長期不在等により認定（職権）退去処理した者で5年を経過した者</p> <p>（その他） 【証明手数料】 車庫証明、家賃証明等 各200円</p> <p>【行政財産使用料】 無し。</p> <p>【国庫補助金】 公営住宅家賃収入補助金 14年度実績 5,513,000円 公営住宅家賃対策補助金 14年度実績 16,605,000円 特定優良賃貸住宅等家賃対策補助金14年度実績 2,724,000円</p> <p>建替事業に係る家賃の特例（傾斜家賃） 3団地 12戸……12年度～17年度（6年間） 〔内訳〕 陵北団地 1戸 松脇団地 1戸 空港南タウン 10戸</p>	<p>【駐車場使用料】 なし</p> <p>【不能欠損処理】 ・退去後、死亡又は所在不明となり5年を経過したもの。 ・長期不在等により認定（職権）退去処理した者で5年を経過したもの。 ・訴訟等により債権が確定し、確定した日から10年を経過した者。 ・破産法に基づき破産による免責が確定した者（確定前の債務のみ）</p> <p>（その他） 【証明手数料】 なし</p> <p>【行政財産使用料】 なし</p> <p>【国庫補助金】 公営住宅家賃収入補助金 14年度実績 7,039,000円 特定優良賃貸住宅等家賃対策補助金14年度実績 1,669,000円</p>	<p>【駐車場使用料】 自治会に集金（1世帯500円）を依頼し、世帯数分×1世帯500円分を町に納付してもらう。駐車場の使用料は、グリーンビレッジ牧園小谷のみ徴収している。</p> <p>【不能欠損処理】 ・取扱無し</p> <p>（その他） 【証明手数料】 車庫証明、家賃証明等 各200円</p> <p>【国庫補助金】 公営住宅家賃収入補助金 14年度実績 1,835,000円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-18建設関係事業	関係項目	11. 公営住宅収納管理
調整の内容	11 公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公営住宅収納管理	<p>【概要】 公営住宅法により建設された公営住宅の家賃にかかる以下の事務事業</p> <p>①入居者の家賃の算定 ②入居者からの家賃納入の管理 ③家賃収入補助申請 ④家賃対策補助申請</p>	<p>【概要】 公営住宅法により建設された公営住宅の家賃にかかる以下の事務事業</p> <p>①入居者の家賃の算定 ②入居者からの家賃納入の管理 ③家賃収入補助申請 ④家賃対策補助申請</p>	<p>【概要】 公営住宅法により建設された公営住宅の家賃にかかる以下の事務事業</p> <p>①入居者の家賃の算定 ②入居者からの家賃納入の管理 ③家賃収入補助申請 ④家賃対策補助申請</p>	<p>公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。</p>

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公営住宅収納管理	<p>【事務手順】</p> <p>①入居者の家賃の算定事業 1. 8月～9月 入居者より収入申告書を提出させる 2. 1月収入申告書に基づき、10月1日基準の入居者の収入を認定する</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理 1. 毎月、金融機関または役場出納室への自主納付が原則（口座引落もできるように金融機関とは契約しているが、今のところ取り扱いを行っていない） 2. 自主納付は納付書を4月にシステムより出力し、担当が自宅に直接届ける 3. 領収済通知書により、収入役室のOCRによりTRY-Xの収納システムに自動消し込み 4. 未納先に対して督促通知 毎月10日頃</p> <p>③家賃収入補助申請 1. 家賃収入補助金 平成14年度交付額 金3,274,000円 2. 家賃 14年度収入決算総額（徴収率100%） 使用料 25,222千円 財産貸付収入 4,410千円 （教職員住宅、一般住宅家賃）申請12月 交付3月</p>	<p>【事務手順】</p> <p>①入居者の家賃の算定事務 1. 7月～8月 入居者より収入申告書を提出させる。 2. 収入申告書が提出されない入居者に対する収入調査（法34条） 3. 10月 収入申告書に基づき、入居者の収入を認定する。</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理 1. 毎月の口座振替・金融機関または役場出納室等での自主的納付を原則とする。 2. 過年度滞納分の口座振替は原則できないが、入居者が希望する場合、預金口座振替請求書で振込める。 3. 収入伝票（納入済通知書）により、収納台帳に消し込み。 4. 滞納者に対して督促状を送付する。 5. 3ヶ月以上の滞納者に対して催告書を送付する。（連帯保証人にも滞納額を通知） 6. 6ヶ月以上の滞納者に対し分納誓約書を提出させる。 7. 分納誓約後3ヶ月以上滞納した者に対し、退去通知書を送付（配達証明）し、警告し連帯保証人にも退去時の現場立会い等の協力をお願いする。 8. 最終警告にも応じない悪質滞納者に対し、退去勧告する。（連帯保証人に現場立会い等を通知）</p> <p>③家賃収入補助金の交付申請（平成14年度） 補助対象戸数 1種25戸・2種129戸 補助金交付決定額 24,741千円 ④家賃対策補助金の交付申請（平成14年度） 補助対象戸数 89戸 補助交付決定額 26,197千円</p>	<p>【事務手順】</p> <p>①入居者の家賃の算定事業 1. 7月～8月 入居者より収入申告書を提出させる。 2. 収入申告書が提出されない入居者に対する収入調査（法34条） 3. 10月収入申告書に基づき、入居者の収入を認定する 4. 法12条4項により、家賃の減免手続き</p> <p>②入居者からの家賃納入の管理 1. 毎月、口座引落とし金融機関または役場出納室への自主納付を原則として納入 2. 口座引落としは、振替依頼書を出し処理 3. 自主納付は納付書を出して入居者宛送付 4. 領収済通知書により、収納台帳に消し込み 5. 未納先に対して未納通知</p> <p>③家賃収入補助申請（第2種公営住宅） 1. 用地費×$\frac{3}{2} \times \frac{6}{100}$により算出された全額から収入超過者（空家、不適正入居、収入未申告者を含む） 2. 申請12月 交付3月</p>	

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公営住宅収納管理	<p>【入居者の家賃】</p> <p>町営住宅（公営）</p> <p>木造平家 17棟 33戸 1,200～45,700 円</p> <p>簡易平家 17棟 60戸 3,000～9,300 円</p> <p>中層耐火 3棟 21戸 22,000～58,000 円</p> <p>耐火2階建 3棟 12戸 19,100～37,900 円</p> <p>計 126戸</p> <p>特定公共賃貸住宅</p> <p>1団地 4戸 39,000 円</p>	<p>【入居者の家賃】</p> <p>町営住宅（公営）</p> <p>木造平家 72棟 73戸 800～12,400 円</p> <p>簡易平家 81棟 303戸 5,300～22,600 円</p> <p>中層耐火 31棟 560戸 13,800～60,100 円</p> <p>計 936戸</p>	<p>【入居者の家賃】</p> <p>町営住宅（公営）</p> <p>木造平家 8戸 13,200～46,000 円</p> <p>簡易平家 132戸 3,000～31,100 円</p> <p>中層耐火 102戸 15,900～54,800 円</p> <p>計 242戸</p> <p>市営住宅（特公賃）</p> <p>中層耐火 12戸 35,000～40,000 円</p> <p>計 4棟 85戸</p>	

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公営住宅収納管理	<p>【家賃の決定】 収入申告：7月～9月 収入認定通知書：2月初旬に送付</p> <p>【納付書の送付】 年1回送付 4月（4月～3月分）</p> <p>【口座振替納付】 金融機関の取扱いは依頼は処理完了している。が現在入居者の納付取扱いはなし。</p> <p>【減免申請】 現在取り扱いなし。</p> <p>【収入超過者】 認定通知書に明渡し努力義務について記載してある。</p> <p>【高額所得者】 同上</p> <p>【連帯保証人の責務】 誓約書に記載ある責務。</p> <p>【滞納整理】 月末までに納付がない場合は、10日頃を目処に督促状を発送。2か月分滞納したら入居者住宅に事情把握と徴収及び不在の場合は文書連絡。（要連絡等）3か月分滞納したら入居者住宅に事情把握と徴収及び不在の場合は文書連絡。（要連絡等）納入約束や連絡なしの場合は、連帯保証人への電話連絡。その後、催告書を送付。それでも未納の場合は明渡請求手続きへ。</p>	<p>【家賃の決定】 収入申告 7月～9月 収入認定通知書 2月初旬に送付</p> <p>【納付書の送付】 年1回送付 4月（4月～3月分）</p> <p>【口座振替納付】 通知書を納付（未納の場合には口座振替不納通知と納付書を送付）</p> <p>【減免申請】 申請書を受理した日の翌月から年度末まで有効</p> <p>【収入超過者】 認定通知書に明渡し努力義務について記載してある</p> <p>【高額所得者】 同上（該当者 なし）</p> <p>【連帯保証人の責務】 入居決定時に連帯保証人へ保証人の責務等について文書通知</p> <p>【滞納整理】 月末までに納付が無い場合は、20日頃を目処に督促状を発送3ヶ月分滞納した場合は、入居者に対し催告書を送付し連帯保障人には通知書を送付する、6ヶ月以上の滞納者に対し分納誓約書を提出させる、分納誓約後3ヶ月以上滞納した者に対し、退去通知書を送付（配達証明）し警告するとともに連帯保証人には退去時の現場立会い等の協力をお願いする、最終警告にも応じない悪質者に対し退去勧告を出し連帯保証人立会いのもと住宅明渡しを命じる</p>	<p>【家賃の決定】 収入申告7～9月 収入通知書 2月初旬に送付</p> <p>【納付書の送付】 年1回送付4月（4～3月分）</p> <p>【口座振替納付】 通知書を送付（未納の場合振替不能通知書と納付書を送付）</p> <p>【収入超過者】 認定通知書に明渡し努力義務について記載してある。</p> <p>【高額所得者】 なし</p> <p>【滞納整理】 月末までに納付がない場合には、毎月20日頃に未納通知を送付。電話連絡、滞納整理を行う。悪質者については、出頭要請、、退去勧告、裁判</p>	

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公営住宅収納管理	<p>【駐車場使用料】 駐車場管理組合が（1世帯800円）分を四半期ごとに町の住宅窓口に納入。あわせて事務費補助金の交付申請を行ってもらう。1月1台300円は各駐車場管理組合に口座振込み払い実施。駐車場の使用料は、6団地69戸のうち使用許可分のみ徴収している。</p> <p>【不納欠損処理】 ・取り扱いなし。</p> <p>（その他） 【証明手数料】 車庫証明（管理組合分は実施していない）、家賃証明等 各200円</p> <p>【行政財産使用料】 特になし。</p> <p>【国庫補助金】 公営住宅家賃収入補助金 14年度実績 3,274,000円</p>	<p>【駐車場使用料】 すべて無料</p> <p>【不納欠損処理】 退去後、死亡又は行方不明となり5年を経過した者、長期不在・退去勧告等により退去し職権で退去処理した者で5年を経過した者、破産法に基づき破産による免責が確定した者（確定前の債権のみ）</p> <p>（その他） 【証明手数料】 車庫証明、家賃証明等・・・無料</p> <p>【国庫補助金】 公営住宅家賃収入補助金 14年度実績 24,741,000円 公営住宅家賃対策補助金 14年度実績 26,197,000円</p>	<p>【駐車場の使用料】 ・なし</p> <p>【不能欠損処理】 ・取扱無し</p> <p>（その他） 【証明手数料】 車庫証明 200円</p> <p>【国庫補助金】 公営住宅家賃収入補助金 平成14年度実績 4,898,000円</p>	

参考法令等（条文等抜粋）

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 1 高速自動車国道
- 2 一般国道
- 3 都道府県道
- 4 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の認定をすることができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- (1) 道路の占有（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - (2) 道路の占有の期間
 - (3) 道路の占有の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事实施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法

- 3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して有なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（準都市計画区域）

- 第5条の2 市町村は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令による土地利用の規制の状況を勘案して、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる。
- 2 市町村は、前項の規定により準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
 - 3 準都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによって行う。
 - 4 前3項の規定は、準都市計画区域の変更又は廃止について準用する。
 - 5 準都市計画区域の全部又は一部について都市計画区域が指定されたときは、当該準都市計画区域は、前項の規定にかかわらず、廃止され、又は当該都市計画区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

- 第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。
- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 都市計画の目標
 - (2) 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - (3) 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 3 都市計画区域について定められる都市計画（第11条第1項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を得て定められた当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）

(公営住宅の供給)

第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

建設関係事業 先進事例

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

- 1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

住宅建設管理関係事業

- ① 公営住宅管理事業については、合併時に統一する。
- ② 公営住宅入居者管理については、合併時に統一する。
- ③ 公営住宅建設事業については、新市において策定する。

都市計画関係事業

- ① 都市計画策定事業については、合併後に統合する。

建設関係事業

- ① 道路維持管理事業については、合併後に統合する。
- ② がけ崩れ防災対策事業に関するものについては、合併時に統合する。
- ③ 道路・河川占用等許可関連事務については、合併時に統合する。
- ④ 公共土木施設災害復旧事業については、合併時に統合する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

建設関係

- (1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理条例は廃止する。

都市計画関係

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

住宅関係

- (1) 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
- (2) 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

都市計画・建設事業

- (1) 市町道等の管理等
 - ① 市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
 - ② 市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を制定する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
 - ③ 認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
 - ④ 生活道路等について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。
- (2) 都市計画区域及び用途地域
新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25-19-①）

上・下水道事業【水道】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計（公営企業会計）とし、新市において統合する。
- 2 上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。
- 3 上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において5年後廃止する方向で調整する。
- 4 上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。
- 5 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。
- 6 開発負担金等については、合併までに調整する。
- 7 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年2月26日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

水道総括表

始良中央地区合併協議会 調整内容

協議項目		上・下水道事業							関係項目	
項目		事業実施市町							調整の内容	備考
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
1	公営企業法適用と会計の一元化	○	○	○	○	○	○	○	国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計（公営企業会計）とし、新市において統合する。	
2	上水道・簡易水道事業	○	○	○	○	○	○	○	上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。	
3	水道料金	○	○	○	○	○	○	○	上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において5年後廃止する方向で調整する。	
4	水道関係手数料	○	○	○	○	○	○	○	上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。	
5	水道加入金	○	○	○	○	○	○	○	上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。	
6	開発負担金等	○	○		○	○	○	○	開発負担金等については、合併までに調整する。	
7	工業用水道事業	○							工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	1. 公営企業法適用と会計の一元化
調整の内容	1 国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計（公営企業会計）とし、新市において統合する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
水道の種類 上水道 簡易水道 会計の種類 水道事業会計 公営企業会計	水道の種類 上水道 会計の種類 水道事業会計 公営企業会計	水道の種類 簡易水道 会計の種類 簡易水道 特別会計	水道の種類 簡易水道 会計の種類 簡易水道 特別会計

協 議 事 項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	1. 公営企業法適用と会計の一元化
調整の内容	1 国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計（公営企業会計）とし、新市において統合する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
水道の種類 簡易水道 会計の種類 簡易水道 特別会計	水道の種類 上水道 簡易水道 会計の種類 水道事業会計 公営企業会計・特別会計	水道の種類 簡易水道 会計の種類 簡易水道 特別会計	国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計（公営企業会計）とし、新市において統合する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	2. 上水道・簡易水道事業
調整の内容	2 上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業計画（単位；千円）	事業計画（単位；千円）	事業計画（単位；千円）	事業計画（単位；千円）
○ 配水管敷設替等 1,020,000	○ 配水管布設及び更新 157,000	○ 山ヶ野地区簡水整備事業 150,000	○ 中央監視システム整備 30,000
○ 重久水系更新 335,000	○ 第2水源池ポンプ更新 25,000	○ 野坂・横伏地区 〃 200,000	○ G I S整備事業 25,000
○ 台明寺浄水場設備更新 600,000	○ 配水管敷設替 296,500	○ 高木地区飲料水供給施設整備 45,000	○ 三体配水池改修事業 20,000
○ 敷根水系更新 50,000	○ 送水管敷設替 10,000	○ 中央地区送水管種改良 30,000	○ 飲用水供給施設整備事業 10,000
		○ 中央地区配水管種改良 25,000	○ 麓地区簡易水道整備事業 7,000
		○ 東部地区水量拡張事業 15,000	○ 雑用水施設整備事業 30,000
		○ 丸岡地区水量拡張事業 35,000	○ 寺原地区簡易水道整備事業 40,000
		○ G I S整備事業 20,000	○ 高千穂地区簡易水道整備 70,000
			○ 麓地区簡易水道整備 30,000
合計 2,005,000	合計 488,500	合計 520,000	合計 262,000

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
上水道事業	上水道事業	上水道事業	上水道事業
○基本計画	○基本計画	該当なし	該当なし
給水人口	給水人口		
62,000人	10,500人		
給水区域面積	給水区域面積		
33.4km ²	36.75km ²		
一人一日最大給水量	一人一日最大給水量		
545ℓ	536ℓ		
一日最大給水量	一日最大給水量		
33,800m ³	5,630m ³		
○実績	○実績		
一人一日最大給水量	一人一日最大給水量		
485ℓ	648ℓ		
一日最大給水量	一日最大給水量		
24,178m ³	4,500m ³		
簡易水道事業	簡易水道事業	簡易水道事業	簡易水道事業
春山簡易水道事業	該当なし	中央地区	麓地区
計画給水人口		計画給水人口	計画給水人口
200人		3,510人	4,360人
現在給水人口		現在給水人口	現在給水人口
118人		3,464人	2,483人
木原簡易水道事業		東部地区	高千穂地区
計画給水人口		計画給水人口	計画給水人口
830人		700人	3,250人
現在給水人口		現在給水人口	現在給水人口
303人		577人	3,634人
		西部地区	中津川地区
		計画給水人口	計画給水人口
		340人	1,500人
		現在給水人口	現在給水人口
		303人	985人
		営農飲雑用水	万膳地区
		柿木地区	計画給水人口
		計画給水人口	1,000人
		現在給水人口	現在給水人口
		358人	699人
		南部地区	三体浅谷地区
		計画給水人口	計画給水人口
		230人	1,310人
		現在給水人口	現在給水人口
		160人	572人
		上ノ地区	寺原地区
		計画給水人口	計画給水人口
		230人	819人
		現在給水人口	現在給水人口
		249人	334人
			宇都口地区
			計画給水人口
			230人
			現在給水人口
			84人
			妙見安楽地区
			計画給水人口
			250人
			現在給水人口
			202人

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	2. 上水道・簡易水道事業
調整の内容	2 上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業計画（単位；千円）	事業計画（単位；千円）	事業計画（単位；千円）	上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。
○ 配水管布設及び更新 100,000	○ 配水管敷設替 750,000	○ 福山小河原水源確保事業 10,000	
○ 武床地区改修 20,000	○ 配水管新設 750,000	○ 水道台帳整備 25,000	
○ 千滝水源送水管敷設替 60,000	○ 隼人ガーデンシティ事業 430,000	○ 集中監視設備整備 6,000	
○ 水道施設ポンプ改修 20,000	○ 浜之市都市計画事業 224,900	○ 浄水設備整備（補助） 180,000	
○ テレメータ施設修理改良 15,000	○ 第9次拡張事業 371,000	○ 浄水設備整備（単独） 80,000	
	○ 配水池築造・改修 921,590	○ 給水地区拡張事業 33,000	
	○ 送水管敷設替 230,000	○ 福山地区配水管改修 50,000	
	○ 大津浄水場改修 873,000	○ 川路原地区施設改修 30,000	
	○ 第10次拡張事業 430,000	○ 牧之原地区水道本管改修 15,000	
合計 215,000	合計 4,980,490	合計 429,000	

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
上水道事業 該当なし	上水道事業 ○基本計画 給水人口 42,960人 給水区域面積 36.64km ² 一人一日最大給水量 543ℓ 一日最大給水量 24,500m ³ ○実績 一人一日最大給水量 442ℓ 一日最大給水量 16,068m ³	上水道事業 該当なし 簡易水道事業 福山地区 計画給水人口 2,000人 現在給水人口 1,568人 牧之原地区 計画給水人口 4,200人 現在給水人口 3,348人 比曾木野地区 計画給水人口 140人 現在給水人口 52人 牧野地区 計画給水人口 240人 現在給水人口 221人 新原地区 計画給水人口 400人 現在給水人口 174人 川路原地区 計画給水人口 400人 現在給水人口 178人 池之谷地区 計画給水人口 295人 現在給水人口 256人 飲料水供給施設 福沢地区 現在給水人口 13人	
簡易水道事業 2地区 計画給水人口 5,380人 現在給水人口 5,112人	簡易水道事業 1地区 計画給水人口 400人 現在給水人口 332人		

長期計画調査票(集計)

(単位:千円)

	事業名	実施年度	新規・継続	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
国分市														
1	配水管敷設替等	従前 ~ H26	継続	120,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,020,000
2	重久水系更新	従前 ~ H20	継続	35,000	100,000	100,000	100,000							335,000
3	台明寺浄水場設備更新	H18 ~ H21	新規		150,000	150,000	150,000	150,000						600,000
4	敷根水系更新	H22 ~ H22	新規						50,000					50,000
													国分市計	2,005,000
溝辺町														
1	配水管布設及び更新	従前 ~ H26	継続	16,000	16,000	20,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	157,000
2	第2水源ポンプ更新	H17	新規	25,000										25,000
3	改良工事に伴う配水管布設替	従前 ~ H26	継続	20,000	41,000	27,000	24,000	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750	224,500
4	都市計画事業による配水管布設	従前 ~ H19	継続	24,000	24,000	24,000								72,000
5	送水管布設替え300m	H18	新規		10,000									10,000
													溝辺町計	488,500
隼人町														
1	配水管布設替	従前 ~ H26	継続	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	750,000
2	新設配水管布設	H17 ~ H26	新規	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	750,000
3	隼人ガーデンシティ事業	H17 ~ H18	新規	160,000	270,000									430,000
4	浜之市都市計画事業	H17 ~	新規	17,000	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	224,900
5	第9次拡張事業	H15 ~ H18	継続	210,000	161,000									371,000
6	配水池築造及び改修	H17 ~ H23	新規	15,000	190,000	200,000	203,240	86,350	127,000	100,000				921,590
7	送水管布設替	H17 ~ H18	新規	115,000	115,000									230,000
8	大津浄水場改修	H16 ~ H24	継続	63,000	100,000	80,000	80,000	100,000	150,000	150,000	150,000			873,000
9	第10次拡張事業	H24 ~ H27	新規								30,000	200,000	200,000	430,000
													隼人町計	4,980,490
牧園町														
1	中央監視システム整備事業	H17 ~ H17	新規	30,000										30,000
2	水道GIS整備事業	H17 ~ H17	新規	25,000										25,000
3	三体配水池改修工事	H17 ~ H17	新規	20,000										20,000
4	飲料水供給施設整備事業	H18 ~ H18	新規		10,000									10,000
5	簡易水道整備事業(麓地区)	H18 ~ H18	新規		7,000									7,000
6	雑用水施設整備事業	H19 ~ H19	新規			30,000								30,000
7	簡易水道整備事業(寺原地区)	H19 ~ H19	新規			40,000								40,000
8	高千穂地区簡易水道整備事業	H20 ~ H20	新規				70,000							70,000
9	麓地区簡易水道整備事業	H26 ~ H26	新規										30,000	30,000
													牧園町計	262,000
福山町														
1	福山小河原水源確保事業	H17 ~ H17	新規	10,000										10,000
2	水道台帳整備事業	H17 ~ H19	新規	5,000	10,000	10,000								25,000
3	集中監視設備整備事業	H17 ~ H17	新規	6,000										6,000

長期計画調査票(集計)

(単位:千円)

	事業名	実施年度	新規・継続	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
4	浄水設備整備事業(補助)	H18 ~ H20	新規		80,000	50,000	50,000							180,000
5	浄水設備整備事業(単独)	H21 ~ H21	新規				80,000							80,000
6	給水区域拡張事業	H18 ~ H21	新規		10,000	9,000	7,000	7,000						33,000
7	福山地区配水管改修事業	H22 ~ H23	新規						20,000	30,000				50,000
8	川路原地区施設改修事業	H24 ~ H24	新規								30,000			30,000
9	牧之原地区水道本管改修事業	H24 ~ H26	新規								5,000	5,000	5,000	15,000
霧島町											福山町計		429,000	
1	配水管布設及び更新	H17 ~ H26	新規	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
2	武床地区改修工事	H18 ~ H18	新規		20,000									20,000
3	千滝水源送水管布設替	H19 ~ H23	新規		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000				60,000
4	水道施設ポンプ改修工事	H18 ~ H26	新規		10,000								10,000	20,000
5	テレメーター施設修理改良	H18 ~ H20	新規		5,000	5,000	5,000							15,000
横川町											霧島町計		215,000	
1	簡水整備事業(山ヶ野地区)	H18 ~ H19	新規		70,000	80,000								150,000
2	簡水整備事業(野坂・横伏敷地区)	H22 ~ H24	新規						50,000	90,000	60,000			200,000
3	飲料水供給施設整備事業(高木地区)	H25 ~	新規									45,000		45,000
4	送水管種改良(中央地区)	H24 ~	新規								30,000			30,000
5	配水管種改良(中央地区)	H26 ~	新規										25,000	25,000
6	水量拡張(東部地区)	H18 ~	新規		15,000									15,000
7	水量拡張(丸岡地区)	H17 ~	新規	35,000										35,000
8	GIS整備	H17 ~ H21	新規	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000						20,000
											横川町計		520,000	
合計				1,065,000	1,661,100	1,072,100	951,340	704,200	773,850	746,850	671,850	616,850	636,850	8,899,990

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
	特別用 基本料金 一般に同じ 従量料金 1 m ³ ～ 140 共用給水装置 一般 基本料金 専用給水装置の一般に同じ 従量料金 (φ13、φ20、φ25) 6 m ³ ～ 60 従量料金 (φ40、φ50、φ75、φ100、φ200) 60 私設消火栓演習 1回5分以内 1,000 以上消費税含まない		
【メーター使用料】 徴収せず	【メーター使用料】 徴収せず	【メーター使用料】 徴収せず	【メーター使用料】 徴収せず

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	3. 水道料金
調整の内容	3 上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおりとし、新市において5年後廃止する方向で調整する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【水道料金】	【水道料金】	【水道料金】	上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおりとし、新市において5年後廃止する方向で調整する。
基本料金（口径別料金設定なし、10m ³ 含む）	基本料金 一般用 mm 円	基本料金（5m ³ 含む） mm 円	
円	φ13 590	φ13 600	
一般用 1,110	φ20 930	φ20 920	
特別用（工事用） 1,650	φ25 1,400	φ25 1,240	
	φ30 (規定なし)	φ30 1,630	
	φ40 3,590	φ40 2,600	
	φ50 6,640	φ50 3,800	
	φ75 17,140	φ75 (規定なし)	
	φ100 32,020	φ100 (規定なし)	
	φ150 91,350	φ150 (規定なし)	
	φ200 (規定なし)	φ200 (規定なし)	
	特別用		
	φ13 480		
	それ以外 一般用と同じ		
	共用 一般用と同じ		
従量料金	従量料金 一般用（φ13、φ20）	従量料金	
11m ³ ～ 100	1～10m ³ 90	6m ³ ～ 90	
	11～20m ³ 130		
以上消費税含まず	21～30m ³ 140	以上消費税含まず	
	31～50m ³ 150		
	51m ³ ～ 160		
	以上消費税含む		

料金試算での比較

口径; φ13mm		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	最高	最低
一般家庭で月 30m ³ 使用した とき	基本料金	380	630	515	500	1,100	590	600	1,100	380
	従量(超過) 料金	2,850	2,257	2,650	2,175	2,000	3,600	2,250	3,600	2,000
	メーター 使用料					50				
	合計(消費税 込み)	3,230	2,887	3,165	2,810	3,310	4,190	2,990	4,190	2,810
平均値との差 (平均-合計)		△ 4	339	61	416	△ 84	△ 964	236	(最高-最低)	
一般家庭で月 20m ³ 使用した とき	基本料金	380	630	515	500	1,100	590	600	1,100	380
	従量(超過) 料金	1,850	1,260	1,700	1,275	1,000	2,200	1,350	2,200	1,000
	メーター 使用料					50				
	合計(消費税 込み)	2,230	1,890	2,215	1,865	2,260	2,790	2,040	2,790	1,865
平均値との差 (平均-合計)		△ 46	294	△ 31	319	△ 76	△ 606	144	(最高-最低)	

単位:円

平均
616
2,540
3,226
1,380
616
1,519
2,184
925

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	4. 水道関係手数料
調整の内容	4 上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業者指定手数料 30,000円	事業者指定手数料 50,000円	事業者指定手数料 50,000円	事業者指定手数料 50,000円
設計審査手数料 ①設計代行手数料 設計額の5% ②設計審査手数料 800円/栓	設計審査手数料 ①設計代行手数料 規定なし ②設計審査手数料 3,000円/件	設計審査手数料 ①設計代行手数料 規定なし ②設計審査手数料 2,000円/5栓まで その後 500円/栓	設計審査手数料 ①設計代行手数料 規定なし ②設計審査手数料 2,000円/5栓まで その後 500円/栓
完成検査手数料 800円/栓	完成検査手数料 工事費×5%	完成検査手数料 1,000円/回	完成検査手数料 1,000円/件
消火栓消防講習への立会い 規定なし	消火栓消防講習への立会い 1,000円	消火栓消防講習への立会い 200円	消火栓消防講習への立会い 規定なし
給水開始・停止手数料 規定なし	給水開始・停止手数料 規定なし	給水開始・停止手数料 200円	給水開始・停止手数料 規定なし
各種証明手数料 規定なし	各種証明手数料 規定なし	各種証明手数料 100円	各種証明手数料 200円
道路占用申請代行手数料 規定なし	道路占用申請代行手数料 1,000円	道路占用申請代行手数料 1,000円	道路占用申請代行手数料 1,000円
督促手数料 規定なし	督促手数料 規定なし	督促手数料 100円/通	督促手数料 規定なし
減免規定 市長が認める場合	減免規定 町長が認める場合	減免規定 町長が認める場合	減免規定 町長が認める場合
分納・延納 規定なし	分納・延納 規定なし	分納・延納 規定なし	分納・延納 規定なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

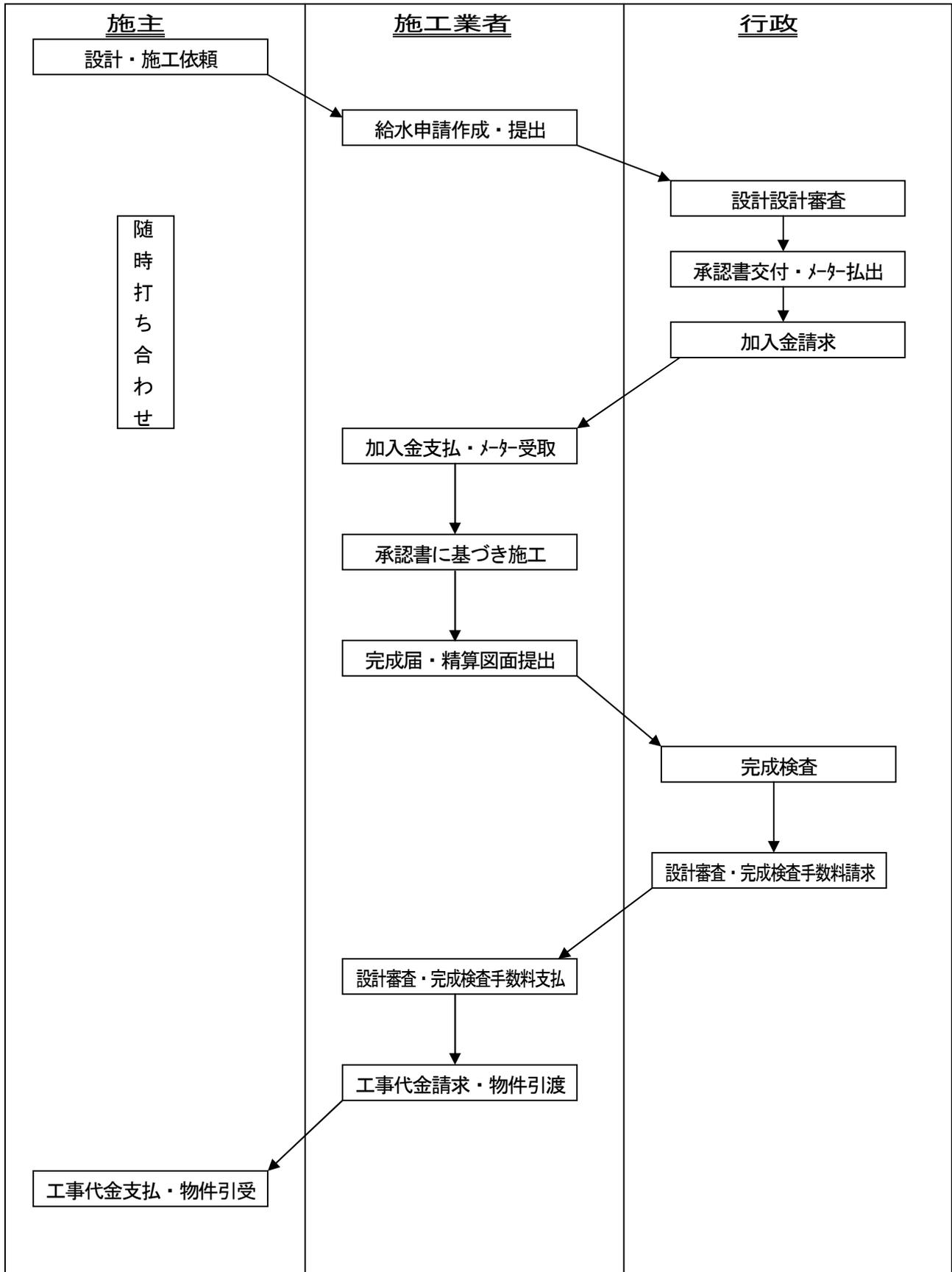
協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	5. 水道加入金
調整の内容	5 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。		

各市町の現況											
国分市			溝辺町			横川町			牧園町		
加入金	mm	円	加入金	mm	円	メーター器使用料	mm	円	加入金	mm	円
	φ 13	27,000		φ 13	21,000		φ 13	6,200		φ 13	20,000
	φ 20	53,000		φ 20	31,500		φ 20	8,200		φ 20	33,000
	φ 25	89,000		φ 25	42,000		φ 25	10,300		φ 25	35,000
	φ 30	(規定なし)		φ 30	(規定なし)		φ 30	20,600		φ 30	45,000
	φ 40	230,000		φ 40	73,500		φ 40	25,750		φ 40	60,000
	φ 50	356,000		φ 50	126,000		φ 50	103,000		φ 50	570,000
	φ 75	810,000		φ 75	210,000		φ 75	(規定なし)		φ 75	650,000
	φ 100	1,142,000		φ 100	525,000		φ 100	(規定なし)		φ 100	(規定なし)
	φ 150	2,280,000		φ 150	管理者が別に定める		φ 150	(規定なし)		φ 150	(規定なし)
	φ 200	(規定なし)		φ 200	管理者が別に定める		φ 200	(規定なし)		φ 200	(規定なし)
						※例規上は「メーター器使用料」と規定しているが、新規加入時一回のみ徴収という性格上、加入金と同一であると判断できる。					

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	5. 水道加入金
調整の内容	5 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。		

各市町の現況						
霧島町		隼人町		福山町		調整の具体的内容
加入金	mm 円	加入金	mm 円	加入金	mm 円	
φ13	40,770	φ13	30,000	φ13	15,000	上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。
φ20	101,930	φ20	60,000	φ20	35,000	
φ25	152,910	φ25	112,000	φ25	55,000	
φ30	203,870	φ30	(規定なし)	φ30	(規定なし)	
φ40	407,750	φ40	340,000	φ40	142,000	
φ50	509,700	φ50	660,000	φ50	222,000	
φ75	764,550	φ75	1,920,000	φ75	(規定なし)	
φ100	(規定なし)	φ100	3,800,000	φ100	(規定なし)	
φ150	(規定なし)	φ150	11,200,000	φ150	(規定なし)	
φ200	(規定なし)	φ200	(規定なし)	φ200	(規定なし)	

【参考】新たに水道をひくまで（国分市の場合）



始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	6 開発負担金等
調整の内容	6 開発負担金等については、合併までに調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【協議対象】 1日最大給水使用量10m³以上又は、5区画或いは1,000m²以上</p> <p>【負担金】 なし</p> <p>【協議件数等】 年間25件程度</p> <p>【負担金の算定】 なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 指導後の材料費と人件費の差額分を支給。業者責任施工</p>	<p>【協議対象】 5戸以上或いは5区画以上又は、300m²以上</p> <p>【負担金】 あり</p> <p>【協議件数等】 年間5～6件程度、100万円程度</p> <p>【負担金の算定】 ①1日最大給水量1m³×5,000千円 ②配水管工事に対するもの 5% ③配水池及びポンプ設備工事に対するもの。 1,000万円以下の場合 5% 2,000万円以下の場合 4% 3,000万円以下の場合 3% 4,000万円以下の場合 2.5% ④給水管工事に対するもの 5%</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 町支給の材料もしくは、町指定材料（材料検収あり） 敷設時には職員立ち会い並びに写真管理</p>	<p>【協議対象】 該当なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 該当なし</p>	<p>【協議対象】 建築確認申請時に規模の大きいものや、施設譲渡が発生するもの。</p> <p>【負担金】 なし</p> <p>【協議件数等】 年間1～2件程度</p> <p>【負担金の算定】 なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 原則として、申請者（起業者）負担。維持管理上、他の給水管と一本化し配水管として町が管理することが好ましい場合に限り、支給することがある。</p>

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	6 開発負担金等
調整の内容	6 開発負担金等については、合併までに調整する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【協議対象】 2戸（2区画）以上の宅地開発</p> <p>【負担金】 なし</p> <p>【協議件数等】 年間1件程度</p> <p>【負担金の算定】 なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 公道本管のみ材料支給 工事は指定業者の責任施工 私有地は開発業者負担</p>	<p>【協議対象】 1日最大給水使用量10m³以上、常圧地区5区画以上又は、高圧地区3区画以上或いは825m³以上</p> <p>【負担金】 あり</p> <p>【協議件数等】 年間5～6件程度、20～30万円程度</p> <p>【負担金の算定】 ①1日最大給水量×1万円 ②工事費の10% ③工事費の10%（給水管引受の場合）</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 町支給の材料もしくは、町指定材料（材料検収あり） 敷設時には職員立ち会い並びに写真管理</p>	<p>【協議対象】 該当なし</p> <p>【配水管本管の材料支給の考え方】 開発に伴う水道工事は、原則として開発者の負担で行う。ただし、既設本管の増口径が発生する場合は、開発者との負担協議が必要。</p>	<p>開発負担金については、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	7. 工業用水道事業
調整の内容	7 工業用水道事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
工業用水道事業 1 事業 地方公営企業法全部適用 平成14年度実績 契約件数 14件 合計使用水量 75,085t 合計請求金額 3,788,550円	工業用水道事業 なし	工業用水道事業 なし	工業用水道事業 なし

協 議 事 項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	7. 工業用水道事業
調整の内容	7 工業用水道事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
工業用水道事業 なし	工業用水道事業 なし	工業用水道事業 なし	工業用水道事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。

＜水道法抜粋＞

第1章 総 則

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営業者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営業者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

(1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

(2) その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

第2章 水道事業

(事業の認可及び経営主体)

第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が営業者とし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営業者することができるものとする。

第4章の2 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

＜参考資料＞

水道事業は、『水道法』でいう、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」との考え方のもと、施設等を適正かつ合理的に整備し管理することにより、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図る」ことにあります。簡易水道事業と上水道事業の違いは、給水人口5,001人以上を対象とするのが「上水道事業」、5,000人以下を対象とするのが「簡易水道事業」です。簡易水道事業は、国庫補助の制度があります、新設の場合は計画給水人口が公的投資によらず現住人口の2倍を超えないこと、区域拡張の場合は給水人口が10人以上増える（飲料水供給事業では20%）こと、水量拡張の場合は計画給水量が20%以上増えること、がそれぞれ補助要件です。

＜水道事業＞「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。（法第3条第2項）「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

＜水道施設＞「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。（法第3条第8項）

＜制度の趣旨＞

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

種類

名称	根拠法	規模の条件	説明	注意点
水道事業	水道法3条2項	給水人口101人以上。	一般の需要に応じて水道により水を供給する事業。	水道の基本形態。独立採算が原則。
簡易水道事業	水道法3条3項	給水人口101～5,000人。	水道のうち小規模なもの。	国庫補助の対象範囲を規定するための定義。
水道用水供給事業	水道法3条4項	制限なし。給水人口を持たないので別途規定される。	水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業。	水道事業、専用水道からの分水は水道事業となる。認可書式が変わる。
専用水道	水道法3条6項	供給人口101人以上、供給能力20m ³ 以上(予定)。	共同世帯や公用施設の自家用の水道や類似施設で、飲用でないものを含む。	他の水道から水を受けるものは原則除く。(貯水槽水道に相当)
簡易専用水道	水道法3条7項	貯水槽水道のうち受水槽10m ³ 以上(20～30人程度)。	貯水槽水道のうち規模の大きいもの。自己管理責任が生ずる。	貯水槽水道の規定が追加され、この適用も受ける。
広域水道	水道法5条2項	規模の規定なし。	複数の自治体にまたがって供給される水道を指す。	「広域的水道整備計画」を策定し、これに基づいて設置される。

上・下水道事業（水道） 先進事例

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

水道事業

- (1) 上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 水道料金及び検針
 - ① 上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。
 - ② 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。
 - ③ メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 加入負担金及び手数料
 - ① 新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。
 - ② 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料、については、新市移行後、新たに制度等を制定する。
 - ③ 給水装置工事検査手数料は、川内市の例による。
 - ④ 開栓栓検手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許給水装置工事検査手数料については、廃止する。
- (4) 事業及び財政計画（上水・簡水）については、新市に移行後1年以内を目途に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画（設計計画）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) サービスセンター事務（管理）については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 水道事業運営審査会については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 工業用水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

北松浦一市五町合併協議会（長崎県）

- 上水道各施設については、現行のとおり新市に引継ぐ。
- 簡易水道及び飲料水供給各施設については、現行のとおり新市に引継ぐ。
- 上水道使用料については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。
- 簡易水道及び飲料水供給施設使用料については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。
- 工業用水道については、現行のとおり新市に引継ぐ。
- 加入金については、廃止の方向で検討する。
- 指定手数料は、10,000円とする。指定業者については、新市において切替申請を行う。ただし、切替申請に係る手数料は徴しない。
- 設計審査及び工事検査手数料として工事費の4%で統一し、合併時から適用する。ただし、合併前申請については旧市町の例による。
- 施設管理については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。
- 検針については、現行のとおり新市に引継ぐ。検針業務については合併後調整する。ただし、平成16年度については旧市町の例による。
- 納付組合については現行のとおり新市に引継ぐ。奨励金については合併までに調整する。
- 水源等確保対策費については、現行のとおり新市に引継ぐ。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- 水道事業会計は合併時に統一する。
- 水道給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併時に新たに事業認可を受ける。
- 水道料金については、合併時に統一料金表を作成し、合併次年度より施行する。
- 新規加入金については、宇和島市・津島町を例に合併時に統一する。
- 手数料、特設配水管分担金については、宇和島市を例に合併時に統一する。
- 検針業務については、合併時までに調整する。
- その他の水道事務事業については、合併時までに調整する。
- 簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。

玉名地域1市8町合併協議会（熊本県）

- 1 上水道事業の経営等について、玉名市、泰明町及び長洲長の水道事業は、水道事業会計（公営企業会計）として合併時に統合する。天水町、玉東町、菊水町及び南関町の簡易水道事業は、合併時に簡易水道事業会計（特別会計）として統合する。
- 2 上水道料金等の取扱い
 - ① 給水工事の費用負担について、配水管からメーター器までの給水工事にかかる費用は、全額受益者負担とし、維持管理については岱明町の例による。
 - ② 水道料金について、水道使用料、メーター器使用料及び料金の算定等、水道料金に関することについては、現行のまま新市に引き継ぎ5年をめぐりに統一する。
 - ③ 加入者分担金については、現行のまま新市に引き継ぎ5年をめぐりに統一する。
 - ④ 手数料については、合併までに統一する方向で調整する。

上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25-19-②）

上・下水道事業【下水道】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 下水道整備事業（計画・決定・事業認可）については、既事業計画は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。
- 2 下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、下水道使用料については、新市において5年間で統一する。
- 3 排水設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、水洗便所等改造工事助成金については、合併までに調整する。

平成16年2月26日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

下水道総括表

始良中央地区合併協議会 調整内容											
協議項目		上・下水道事業							関係項目		
項目		事業実施市町							調整の内容		備考 (補助※)
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
1	下水道整備事業（計画・決定・事務認可）				○				○	下水道整備事業（計画・決定・事業認可）については、既事業計画は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。	※
2	下水道使用料（賦課徴収及び負担金関連事務）	○			○				○	下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、下水道使用料については、新市において5年間で統一する。	
3	排水設備及び水洗便所改造関連事務				○				○	排水設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、水洗便所等改造工事助成金については、合併までに調整する。	

※組合：国分隼人公共下水道組合

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-19 上・下水道事業	関係項目	1 下水道整備事業（計画・決定・事業認可）
調整の内容	1 下水道整備事業（計画・決定・事業認可）については、既事業計画を現行のとおり新市に引継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。		

各市町の現況															
国分市	牧園町	隼人町	国分隼人公共下水道組合												
該当なし	<p>【事業の目的】 健全な生活環境の整備による住民生活の向上安定と自然環境の水質保全を目的とする。</p> <p>【概要】 ◎特定環境保全公共下水道事業 ・全体計画 計画処理面積：135.0ha 計画処理人口：7,100人 （内観光人口：4,600人） 計画汚水量：1,614立方メートル／日 （最大2,296立方メートル／日） 排除方式：分流方式 処理方法：オキシデーションディッチ法 下水道の種別： 事業期間：平成6年度～平成23年度</p> <p>・認可計画 計画処理面積：99ha 計画処理人口：4,720人 （内観光人口：3,000人） 計画汚水量：880立方メートル／日 （最大1,523立方メートル／日） 排除方式： 処理方法： 下水道の種別： 事業期間：平成6年度～平成16年度</p> <p>【事業の負担金割合】 総事業費：3,950,100千円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>補助管路</td> <td>補助処理場施設</td> <td>単独管路</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>50%</td> <td>45%</td> <td>100%</td> </tr> </table>		補助管路	補助処理場施設	単独管路	国	50%	55%		町	50%	45%	100%	該当なし	<p>【事業の目的】 健全な都市計画環境の整備による住民生活安定向上と公共用水域の水質保全を目的とする。</p> <p>【概要】 全体及び認可計画 ・全体計画 計画処理面積：2.097ha 計画処理人口：86,000人 計画汚水量：45,600立方メートル／日 （最大56,300立方メートル／日） 排除方式：分流方式 処理方法：標準活性汚泥法 下水道の種別：単独公共下水道 （国分隼人処理区） 事業期間：平成元年度～平成31年度</p> <p>・認可計画 計画処理面積：767.9ha 計画処理人口：30,000人 計画汚水量：14,400立方メートル／日 （最大17,800立方メートル／日） 排除方式：分流式 処理方法：単独活性汚泥法 下水道の種別：単独公共下水道 （国分隼人処理区） 事業期間：平成2年度～平成21年度</p> <p>【事業の負担金割合】 総事業費：51,027,000千円 補助事業：国 50% 組合 50% （処理場）：国 55% 組合 45% 単独事業： 組合 100%</p>
	補助管路	補助処理場施設	単独管路												
国	50%	55%													
町	50%	45%	100%												

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

各市町の現況				
溝辺町	霧島町	横川町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	下水道整備事業（計画・決定事業認可）については、既事業計画を現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-19 上・下水道事業	関 係 項 目	2 下水道使用料（賦課徴収及び負担金関連事務）
調 整 の 内 容	2 下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、下水道使用料については、新市において5年間で統一する。		

各市町の現況

国分市	牧園町	隼人町	国分隼人公共下水道組合
<p>【目的】 国分・隼人公共下水道組合が関係市町の公共下水道事業に関する事務を共同処理するための経費について負担金として組合へ支弁させる。</p> <p>【内容】 ①決裁後、清算し、翌年度予算にて返納又は追徴する。 ②下記の規程により負担金の割合を定める。 A 各市町の使用に係る管渠及びポンプ施設の建設事業費（建設事業に充当した地方債の元利償還を含む。以下同じ。） B 2市町の使用に係る管渠、ポンプ施設及び終末処理場の建設事業費については、計汚水量（計画汚水量比に変更が合った場合変更後の汚水量比とする。以下同じ。）により関係市町が負担する。 C 各市町の使用に係る管渠及びポンプ施設の維持管理費については、当該施設が所在する市町が負担する。 D 2市町の使用に係る管渠、ポンプ施設及び終末処理場の建設事業費については、汚水量比により関係市町が負担する。</p>	<p>【目的】 ・下水道使用料：下水道管理維持等を賄うため、下水道使用者から排除汚水量に応じて使用料を徴収する。 ・受益者負担金：下水道事業に要する費用の一部に充てるため受益者負担金を徴収する。</p> <p>【概要】 ・下水道使用料：従量制料金 ・受益者負担金：㎡あたり単価(220円/㎡)施行規則により、猶予・減免基準有り。</p> <p>【事務手順】 ・下水道使用料 納付書については、水道係に事務委託を行い毎月の水道検針をもとに、計算システムで作成する。 口座振替制度有 ・納付書発行 10日頃/月 ・納期限 月末 ・未納通知書 翌月20日頃 ・滞納整理 未納者への徴収 ・収納消込み 収入役室OCRにて処理 ・受益者負担金 賦課対象区域の告示後、受益者に通知し、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申し出をしたときは、この限りではない。 条例規則等による納期前納付報奨金制度有</p>	<p>国分・隼人公共下水道組合が関係市町の公共下水道事業に関する事務を共同処理するための経費について負担金として組合へ支弁させる。</p> <p>【内容】 ①決裁後、清算し、翌年度予算にて返納又は追徴する。 ②下記の規程により負担金の割合を定める。 A 各市町の使用に係る管渠及びポンプ施設の建設事業費（建設事業に充当した地方債の元利償還を含む。以下同じ。） B 2市町の使用に係る管渠、ポンプ施設及び終末処理場の建設事業費については、計汚水量（計画汚水量比に変更が合った場合変更後の汚水量比とする。以下同じ。）により関係市町が負担する。 C 各市町の使用に係る管渠及びポンプ施設の維持管理費については、当該施設が所在する市町が負担する。 D 2市町の使用に係る管渠、ポンプ施設及び終末処理場の建設事業費については、汚水量比により関係市町が負担する。</p>	<p>【目的】 ・下水道使用料：下水道管理維持等を賄うため、下水道使用者から排除汚水量に応じて使用料を徴収する。 ・受益者負担金：下水道事業に要する費用の一部に充てるため受益者負担金を徴収する。</p> <p>【概要】 ・下水道使用料：従量制料金 ・受益者負担金：㎡あたり単価(430円/㎡)施行規則により、猶予・減免基準有り。</p> <p>【事務手順】 ・下水道使用料 水道課が水道検針を毎月（月初めから20日かけて検針）実施。それをもとに組合で納付書を作成する。 金融機関とは「収納金取扱要領」「Fopple-交換による預金口座に関する契約書」を締結 口座振替制度有 ・納付書発行 20日頃/月 ・納期限 翌月15日まで ・督促状発行 納入期限後20日以内 ・催告状発行 年4回(4.7.10.1月) ・滞納整理 徴収（毎月2週間夜間徴収） ・収納消込み OCRにて処理 ・受益者負担金 賦課対象区域の告示後、受益者に通知し、5年に分割して徴収するものとする。 (6.9.12.1月)（年4回×5年間） ただし、受益者が納期前納付の申し出をしたときは、この限りではない。 条例規則等による納期前納付報奨金制度有</p>

各市町の現況

国分市	牧園町	隼人町	国分隼人公共下水道組合
	<p>【事業の負担割合】 ・下水道使用料 牧園町公共下水道条例第17条 基本料金 350円 従量料金 10m³まで 50円 10m³超～20m³ 60円 20m³超～30m³ 80円 30m³超～40m³ 90円 40m³超～50m³ 100円 50m³超～100m³ 120円 100m³超～ 125円 ※ 消費税は、算定した額に100分の105を乗じた額とする。</p> <p>【受益者負担金の額】 受益者が告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で当該告示のあった賦課対象区域内のもの面積に1m²当たり220円を乗じて得た額とする。</p> <p>【負担金の賦課及び徴収】 町長は、告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の額を定め、これを賦課する。</p> <p>2 負担金の額を定めた時は、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申し出をしたときは、この限りではない。</p>		<p>【事業の負担割合】 ・下水道使用料 国分・隼人公共下水道使用料条例第21条 基本料金 350円 従量料金 10m³まで 55円 10m³超～20m³ 75円 20m³超～30m³ 85円 30m³超～40m³ 95円 40m³超～50m³ 105円 50m³超～100m³ 115円 100m³超～ 120円 ※ 消費税は、算定した額に100分の105を乗じた額とする。</p> <p>【受益者負担金の額】 受益者が告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で当該告示のあった賦課対象区域内のもの面積に1m²当たり430円を乗じて得た額とする。</p> <p>【負担金の賦課及び徴収】 管理者は、告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の額を定め、これを賦課する。</p> <p>2 負担金の額を定めた時は、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>3 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申し出をしたときは、この限りではない。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

各市町の現況				
溝辺町	霧島町	横川町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、下水道使用料については、5年をめぐりに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-19 上・下水道事業	関 係 項 目	3 排水設備及び水洗便所改造関連事務
調 整 の 内 容	3 排水設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、水洗便所等改造工事助成金については合併までに調整する。		

各市町の現況									
国分市	牧園町	隼人町	国分隼人公共下水道組合						
該当なし	<p>【目的】 日常生活や産業活動により発生した汚水を処理するとともにきれいな水に蘇らせて快適な環境を守る。</p> <p>【概要】 ・排水設備関連 排水設備工事は町が指定した排水設備指定工事店が行う。 各家庭には共用開始後3年以内に接続するように指定工事店と接続推進を行う。</p> <p>【目的】 処理区域内において、汲取便所（既設の単独及び合併浄化槽を含む。）を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造及び汚水を排除する排水設備を設置する者に対し予算の範囲内において助成金を交付する。</p> <p>・水洗便所改造事業 水洗便所改造工事費助成金の額 規則第4条関係 下水道処理開始の告示の日から助成金交付決定までの期間</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>2年以内</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	1年以内	17,000円	2年以内	12,000円	3年以内	6,000円	該当なし	<p>【目的】 日常生活や産業活動により発生した汚水を処理するとともにきれいな水に蘇らせて快適な環境を守る。</p> <p>【概要】 排水設備工事は組合が指定した排水設備指定工事店が行う。 各家庭には共用開始後、浄化槽は遅滞なく、汲取り便所については3年以内に接続するように指導する。</p>
1年以内	17,000円								
2年以内	12,000円								
3年以内	6,000円								

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

各市町の現況				
溝辺町	霧島町	横川町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	排水設備及び水洗便所改造事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、水洗便所等改造工事助成金については合併までに調整する。

下水道事業に関する法令（抜粋）

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- (2) 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- (4) 流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- (5) 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。
- (6) 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- (7) 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。
- (8) 処理区 域排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

（管理）

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

（事業計画の認可）

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事。第6条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。

(事業計画に定めるべき事項)

第5条 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域
- (2) 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置
- (3) 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- (4) 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 【省略】

上・下水道事業（下水道） 先進事例

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

- (1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。
- (2) 負担金等事務
 - ① 負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。
 - ② 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一する方向で調整する。
 - ③ 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。
 - ④ 前納報奨金については、現事業が終了するまでは、現行どおりとし合併後新市で新事業が開始された時点で調整する。
 - ⑤ 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。
- (3) 下水道整備計画と認可及び財政計画
 - ① 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ③ 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

宇摩合併協議会（愛媛県）

- ・下水道事業については、新市において、全体計画、事業認可の見直しを行う。
- ・下水道受益者負担金については、負担金の積算方法及び合併前に賦課した地区にかかる負担金額は、それぞれ現行のとおりとする。合併後に賦課する負担金にかかる徴収方法、納期は基本的に伊予三島市の例による。
- ・下水道使用料については、基本的に伊予三島市の例による。

志摩地域合併協議会（三重県）

- 1 公共下水道事業は、次のとおりとする。
 - (1) 各町の継続中の事業については、新市に引継ぐ。
 - (2) 公共下水道受益者負担金については、現行のまま新市に引継ぐ。ただし、口数の算定については、合併までに調整する。
 - (3) 下水道使用料については、料金格差が大きいため、不均一料金とする。合併後3年間は各町の現行どおりの料金体系で運営し、4年目に見直しを行い、平成22年4月から統一を図る。

唐津・東松浦合併協議会（佐賀県）

- 下水道事業は、地域住民の生活に密接に関わっており、快適な住環境の確保のため、下水道事業の経営及び施設整備等に当たっては、住民サービスの均一化、負担公平の原則及び独立採算制を踏まえて調整を図る。
- 1 下水道事業の施設整備計画は、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
 - 2 下水道施設の管理運営及び業務は、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
 - 3 下水道事業の受益者負担金及び分担金は、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
 - 4 下水道事業の使用料は、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
 - 5 水洗化促進に係る助成制度は、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後速やかに調整する。

桑名市・多度町・長島町合併協議会（三重県）

- (下水道事業の取扱い)
- 1 下水道使用料については、別紙1のとおり合併時に統一する。
 - 2 受益者負担金については、桑名市の例により調整する。ただし、一般住宅については、負担金額が250,000円を超えるときは、250,000円を上限とする。

地域審議会の設置について（協定項目 8）

地域審議会の設置について、次のとおり協議を求める。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

別紙

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下、「審議会」という。）を設置する。

名称	設置区域
国分地区地域審議会	合併前の国分市の区域
溝辺地区地域審議会	合併前の溝辺町の区域
横川地区地域審議会	合併前の横川町の区域
牧園地区地域審議会	合併前の牧園町の区域
霧島地区地域審議会	合併前の霧島町の区域
隼人地区地域審議会	合併前の隼人町の区域
福山地区地域審議会	合併前の福山町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日からおおむね10年間とする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、旧市町の区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項
- (2) 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、予算編成の際の事業等に関する要望やその他必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務し

なくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この協議は、平成 年 月 日(合併の日)から施行する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	8 地域審議会の設置について	関係項目	参考資料
------	----------------	------	------

1 基本的な考え方（留意事項）

(1) 制度の趣旨

平成11年の合併特例法の改正により、合併に伴う行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるといったことに対応するため、それぞれ地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、地域審議会を置くことができることとされた。

(2) 設置及び審議の対象

地域審議会は、合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け（※1）、又は必要に応じて長に対して意見を述べる（※2）ことができる合併市町村の附属機関である。したがって、2つの合併関係市町村の区域を併せて1つの地域審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。

なお、地域審議会を置くこととなった場合でも、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものではない。

（※1）新市まちづくり計画の変更

新市まちづくり計画の執行状況（定期的）
基本構想・各種計画の策定・変更等

（※2）新市まちづくり計画の執行状況（随時的）

公共施設の設置・管理運営
福祉・廃棄物処理等の基本的な計画の策定・実施状況等

(3) 設置の手続き

地域審議会は、合併前に、合併関係市町村の協議によって設置が決められるものであるが、地域審議会の組織運営に関する事項も協議によって定められる。これらの協議には、各関係市町村の議会の議決が必要であり、その内容を告示しなければならない。また、これを変更するときは、条例でこれを定めなければならない。

(4) 設置の期間

地域審議会は、合併の直後に周辺地域の意見を最大限に反映させるために設けられる制度であり、関係市町村の協議により一定の期間に限って設置されることとなっている。また、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合には、その意見を聞くこととされているので、設置期間は、長くても新市建設計画の計画期間とすることが適当と考えられる。

2 地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（H15.11.3）

住民自治の強化を図るとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理し、また、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できるとすべき。

(1) 地域自治組織のタイプとしては、一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない。）を導入すべきであるが、市町村合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）を設置できるとすることが適当。

(2) 地域自治組織には、地域協議会（仮称）、地域自治組織の長及び事務所を置く。地域自治組織の長及び地域協議会の構成委員は、基礎自治体の長が選任し、地域協議会の構成員は、原則として無報酬。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	8 地域審議会の設置について	関係項目	参考資料
------	----------------	------	------

【関係法令】

市町村の合併の特例に関する法律
(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

地域審議会先進事例（地域審議会の設置状況等）

1 合併市町村で地域審議会を設置している事例

	都道府県	合併市町村名	合併関係市町村	合併期日	合併の方式	設置期間	
			() 内を除く地域に地域審議会を設置				
1	岩手県	大船渡市	(大船渡市・) 三陸町	H13. 11. 15	編入	概ね10年	合併の日～ H24. 03. 31
2	宮城県	加美町	中新田町・小野田町・宮崎町	H15. 4. 1	新設	10年	合併の日～ H25. 03. 31
3	山梨県	南アルプス市	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H15. 4. 1	新設	10年	合併の日～ H25. 03. 31
4	山口県	周南市	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H15. 4. 21	新設	概ね10年	合併の日～ H25. 03. 31
5	愛媛県	新居浜市	(新居浜市・) 別子山村	H15. 4. 1	編入	10年	合併の日～ H25. 03. 31
6	熊本県	あさぎり町	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	H15. 4. 1	新設	10年	合併の日～ H25. 03. 31

2 合併協議会で地域審議会の設置を決定している事例 合併の是非が決定されない場合を含む

	都道府県	合併市町村名	合併関係市町村	合併目標期日	合併の方式	設置期間	
			() 内を除く地域に地域審議会を設置予定				
7	新潟県	阿賀野市	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	H16. 4. 1	新設	10年	合併の日～ H26. 03. 31
8	新潟県	佐渡市	両津市・相川町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊村・佐和田町	H16. 3. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
9	山梨県	富士河口湖町	河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村	H15. 11. 15	新設	概ね8年半	H17. 10. 16～ H26. 03. 31
10	山梨県	未定	下部町・中富町・身延町	H16. 9. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
11	山梨県	甲府市	(甲府市・) 中道町・芦川村・上九一色村	—	編入		
12	長野県	千曲市	更埴市・戸倉町・上山田町	H15. 9. 1	新設	10年	合併の日～10 年間
13	長野県	東御市	(東部町・) 北御牧村	H16. 03	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
14	岐阜県	郡上市	八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村	H16. 3. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
15	岐阜県	本巣市	(本巣町・真正町・糸貫町・) 根尾村	H16. 2. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
16	岐阜県	未定	(萩原町・) 小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村	H16. 3. 1	新設		
17	岐阜県	飛騨市	(古川町・) 河合村・宮川村 (・神岡町)	H16. 2. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
18	岐阜県	高山市	(高山市・) 丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村・国府町・上宝村	H17. 2. 1	編入	10年	合併の日～ H27. 01. 31
19	愛知県	田原市	(田原町・) 赤羽根町	H15. 8. 20	編入	概ね5年	合併の日～ H21. 03. 31
20	滋賀県	甲賀市	水口町・甲賀町・甲南町・信楽町・土山町	H16. 10. 1	新設		
21	滋賀県	西近江市	今津町・新旭町・安曇川町・高島町・マキノ町	H16. 10. 1	新設	10年	合併の日～ H26. 09. 30
22	兵庫県	丹波市	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	H16. 11. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H27. 03. 31
23	広島県	三次市	三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・双三郡三和町・甲奴町	H16. 4. 1	新設	10年	合併の日～ H27. 03. 31
24	広島県	神石高原町	油木町・神石町・豊松村・神石郡三和町	H16. 11. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
25	愛媛県	愛南町	内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町	H16. 10. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H27. 03. 31
26	愛媛県	四国中央市	(伊予三島市・川之江市・) 土居町・新宮村	H16. 4. 1	新設	10年	合併の日～ H27. 03. 31
27	長崎県	対馬市	厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町	H16. 3. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H26. 03. 31
28	長崎県	新上五島町	上五島町・有川町・新魚目町・若松町・奈良尾町	H16. 8. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H27. 03. 31
29	長崎県	五島市	福江市・奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町	H16. 8. 1	新設	概ね10年	合併の日～ H27. 03. 31
30	長崎県	諫早市	諫早市・多良見町・森山町・飯盛町・高来町・小長井町	H17. 03	新設	概ね10年	合併の日～ H27. 03. 31
31	鹿児島県	日置市	東市来町・伊集院町・日吉町・吹上町・金峰町	H17. 03	新設	概ね10年	合併の日～ H27. 03. 31